

平成19年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年9月7日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成19年9月12日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成19年9月12日 午後4時55分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	欠
	4番	秋 月 留 美 子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊 佐 男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	市民税務課長(本庁)	川原 英夫
	副市長	古賀 一也	保健環境課長(本庁)	山口 久義
	教育長	杉崎 士郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	会計管理者	山口 克美	こども課長(本庁)	井上 嘉徳
	嬉野総合支所長	森 育男	農林課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長・企画部長兼務	中島 庸二	農業委員会事務局長	中島 直宏
	市民生活部長	中山 逸男	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	福祉部長	田代 勇	社会教育課長	
	産業振興部長	岸川 久一	総務課長(支所)	坂本 健二
	まち整備部長	江口 幸一郎	市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	教育次長	桑原 秋則	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	農林課長(支所)	
	財政課長	田中 明	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	企画課長	三根 清和	建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
地域振興課長(本庁)		水道課長	角 勝義	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

平成19年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成19年9月12日（水）

本会議第2日目

午前10時 開議

日程第1 議案の訂正について

日程第2 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	平野昭義	1. 市政運営について所見を問う 2. 水道審議会答申の情報非公開について 3. 社会文化体育館の建設は町の中心に 4. 塩田中学校耐震診断結果と今後の課題について
2	副島敏之	1. 嬉野市集中改革プラン 平成18年度～22年度について 2. 職員採用試験の見直しについて 3. 市報発行業務について 4. 組織・機構の見直しについて 5. 財政効果のまとめとして市長の決意 6. 企業誘致について
3	神近勝彦	1. 来年度からの嘱託・臨時職員の雇用形態 2. 施設利用の受付、管財課の設立 3. 谷所地区の農排水事業 4. 県の地域振興について 5. 鍼灸治療への助成
4	西村信夫	1. 塩田中耐震診断結果について 2. 悪臭公害対策について 3. 農業集落排水事業について
5	梶原睦也	1. 乳幼児医療費助成制度の現況と現物給付について 2. 子供の読書活動の推進と学校図書館図書整備について

午前10時 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。傍聴者の皆様方におかれましては、早朝からの傍聴、大変御苦勞さまでございます。ありがとうございます。

本日は野副議員が欠席であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案の訂正についてを議題といたします。

本日、市長より9月7日に上程されました議案第69号につきまして、お手元に配付のとおり訂正したい旨、申し出がありました。ここで議案の訂正について説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

皆さんおはようございます。ただいま議長のお許しが出ましたので、議案の訂正について御説明を申し上げます。

平成19年9月7日に提出いたしました議案第69号を下記のとおり訂正したいので、嬉野市議会会議規則第18条第1項の規定により提出いたします。

この件につきましては、一般会計の分で議案番号第69号の34ページの欄でございます。お聞きいただきますと、御説明申し上げます。まず、9款の4項の8目．文化財費の補正額の財源内訳の箇所でございます。国庫支出金を当初9,000千円と計上いたしましたけど、財源の内訳で国庫支出金と国庫支出金を計算いたしますと、12,015千円というふうになります。

同じくこの欄で一般財源の分が入れかわりまして、11,640千円と計上いたしておりますけれども、8,625千円というふうに変更になります。このことについては、財務会計の機械の中で充当先をここにきちんと入力をしなかったということで、この結果が出ております。

同じく合計のところの計で、国庫支出金の欄が9,000千円のところを12,015千円、同じく一般財源の計のところは12,372千円が9,357千円に訂正をお願いするものでございます。まことに申しわけありませんけど、以上のように訂正をさせていただきます。よろしく願いたします。

○議長（山口 要君）

お諮りいたします。議案第69号の訂正につきましては、これを承認したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第69号の訂正につきましては、承認されました。

日程第2．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。19番平野昭義議員の発言を許します。

○19番（平野昭義君）

おはようございます。傍聴者におかれましては、早朝から大変御苦労さんでございます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問に入りたいと思います。

まず初めに、市政運営について。

平成18年1月1日、塩田、嬉野両町は対等合併による総合支所方式を採用し、新市が誕生いたしました。市長は無投票で当選され、市民は市長の行政運営を大きく期待し、職員、市民の間に一体感が芽生えようとしているやさき、さきの6月議会で提案された機構改革は余りにも拙速で、合併協議の確認事項をほごにする提案であると、議会では賛否討論の末、否決されました。

数の力を振る舞った市長の提案に対し、市民の間からは2町合併の先行きに暗い影を落としたとの批判も残っています。市長は、融和と歓声が聞こえてくる市政を公約に掲げておられますが、今日においてもその気持ちは変わらないと思います。それぞれの歴史、文化、経済が違っていた中での合併であり、その中での行政運営は、市民の理解と協力なしでは、その発展は期待されません。合併して1期4年は、昭和の合併の歴史を見る限り、一こまの時間であり、対話の中からはすべては前進していくと確信するものであります。今日大きな課題は、市の発展につながる礎を構築するときと考えておりますが、いかが考えて進められていかれるのか、お伺いいたします。

その第1番目に、合併協議の確認事項をどのように受けとめられておられるのか。

2番目、融和と歓声が聞こえる市政とは、具体的にお伺いします。

3番目、機構改革の方法として、現在逆三角形の組織を見直し、事務処理効率化を図るべきと考えるが、効率的な組織のあり方についてどのように考えておられるのか。

4番目、分庁方式に関しては、塩田地区の住民は反対であり、現状の中でも組織再編を理由に今後も考えていかれるのかお伺いします。

次に、水道審議会答申の非公開について。

嬉野地区の水道料金のあり方を諮問されていた水道審議会は、3月26日、市長に対し答申をされました。私は6月議会で答申の内容まで聞き出すことができませんでしたので、情報の公開を求めましたが、8月31日までは公開できないとの回答に対し、7月4日、不服審査の申し立てをいたしました。その翌日、私とホームページのみに開示したとの連絡を受けました。

水道料金は市民と密着した大きな問題であり、答申の内容については情報を公開し、市民との対話や協議の中から問題解決されていくと私は思います。その1つに、今回、情報公開に応じなかった理由を再度お伺いします。

2番目、水道はライフラインであり、特に料金については関心が高く、市民は情報公開を待っていると思います。今後の問題について市民にどう説明していかれるのか、お尋ねします。

3番目に、社会文化体育館の建設は町の中心に。

塩田町の長年の懸案事項であった社会文化体育館建設計画については、さまざまな議論が行われてきましたが、建設の場所はいまだ確定せず、今日に至っております。合併後は合併

特例債の活用を前提に審議会を設け、検討を重ねておりますが、市の財政は厳しく、市民は建設費、維持管理費は最小限に抑え、かつ、大きな災害や大きな大会、また、避難場所として対応できる施設と、施設の場所を希望されておられます。

また、旧長崎街道の宿場でもあった塩田津は、重要伝統的建造の指定を受けた市の宝であり、最近は県内外からの観光客も目立つようになり、観光振興に嬉野温泉との相乗効果は今後大きく期待されると思います。

1つ、特例債15億円は、土地の購入や造成費には投入せず、社会文化体育館建設費として最小限の額であり、体育・文化施設を備えたものが望まれるが、いかが考えておられるのか。

2、本庁周辺は中学校、工業高校、歴史遺産などが近くに点在し、体育館を建設避難場所としての機能も果たされるが、この地域についてどのように評価されておられるのか、お伺いします。

3つ目に、社会文化体育館と伝建地区散策は、町並み発展も期待され、さらにツアー計画なども取り入れれば、温泉宿への案内にも弾みがつくと考えます。観光面との連携はどのように考えておられますか。

最後に、中学校耐震診断結果と今後の課題について。

去る8月21日、耐震診断の結果が発表され、9月1日から普通教室は使用禁止となりました。校舎は昭和44年に建築され、新耐震基準に基づく耐震性が心配されておりました。学校当局や生徒に大きな御迷惑をかけることとなりますが、休日も返上し、迅速な対応をしていただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。ひとつ今後は、生徒の安全・安心が最優先課題であります。校舎は39年も経過しているため、住民の多くは移転を希望しておりますが、どのように判断されていかれるのかお伺いいたします。

この場からの質問はこれで終わりますが、答弁によっては、また再質問いたします。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。本日から一般質問が開始されたところでございます。できる限り真摯にお答えを申し上げていきたいと思っておりますので、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。また、傍聴の皆様におかれましては、早朝からの御来臨に心から敬意を表したいと思います。

それでは、19番平野昭義議員のお尋ねについて、お答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、1点目が市政運営について所見を問うということでございます。2点目が、水道審議会答申の情報非公開についてということでございます。3点目が、社会文化体育館の建設は町の中心にということでございます。4点目が、塩田中学校耐震診断結果と今後の課題についてということでございます。すべてお尋ねでございますので、4点と

も通してお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の市政運営について所見を問うということについてお答え申し上げます。

嬉野市は旧嬉野町、旧塩田町の先人が営々として御努力をいただきましたそれぞれの自治の伝統を有しております。また、災害を克服し、産業を振興してきた輝かしい歴史があります。合併協議の際にも、それぞれの町の歴史、伝統を引き継ぎながら、真摯に協議がなされました。私は微力ではございましたけれども、合併協議会の会長として、前塩田町の町長の御指導をいただきながら、合併の成就に向けて努力をいたしました。

その中で常に考えてまいりましたのは、新しい自治体については現在の厳しさに耐えながらも、明るく暮らせる地域をつくっていききたいとのことでもございました。また、両町の合併協議会の委員の皆様方も、このことを基本に置いて議論をしていただいたと見え、敬意を表しているところでございます。

そのような考えから、新嬉野市におきましては市内の地域組織で歓声が聞こえる地域づくりに努力しなくてはならないと考えました。合併協議の中身につきましては、尊重し努力していかなければならないと考えております。行政の課題は日々変化をいたしますが、その中でも基本路線は合併協議の中に求めていきたいと考えております。基本路線を踏襲しながら、短期、中期、長期に路線を定めて政策を推進しなければならないと考えております。

次に、融和と歓声が聞こえるまちづくりについての推進の方法でございますが、融和の推進につきましては、まず、組織などの統合を進めていただいております。公的な組織につきましては、ほぼ進んでまいりました。今後は民間の団体などにつきましても御相談があれば、機会をとらえてお話をさせていただければと思えます。

また、さまざまな催事につきましても、でき得る限り統一して開催していただけるようお願いをしておきたいと思えます。まずは旧嬉野町、旧塩田町の方々が交流していただけることが、融和を推進するものと期待をいたしております。

次に、歓声が聞こえる地域づくりにつきましては、時間はかかりますが、地域コミュニティー事業の推進に努めてまいります。自治先進の新市を嬉野市は目指してございまして、各地域が活性化し、地域内での連携が深まれば、歓声が聞こえるようになっていくものと期待をいたしております。

次に、機構改革につきましては、旧嬉野町、旧塩田町の機構をそのまま引き継いで合併をいたしましたところでございます。人員構成などもありまして、いましばらくは、よりよい組織を希求する時期であると考えております。今後は一人一人の職員が管理職、非管理職にとらわれず、能力を発揮することが求められます。現在、一部で実行いたしておりますグループ制なども有効に活用しなくてはならないと考えられ、今後もさまざまな検討をいたします。

次に、組織のあり方の中で、分庁方式についての御意見ですが、現在の自治法の中で最も効率的な組織をつくることができると考えておるところでございます。その中では、人員

の特性を發揮し、また、日ごろの業務遂行の中で能力を高め、行政サービスが堅持できる組織を求めてまいりたいと思います。

次に、2点目の水道審議会の答申についてでございます。

水道審議会の答申につきましては、本年の3月に答申をいただいております。慎重審議いただきました委員の方々につきましては、御礼を申し上げたいと思います。今回平野議員からいただきました要望につきましては、答申をいただいた以降、市民の皆様からお尋ねなどがあった場合に、嬉野地区についての料金改定であり、混乱なく御理解いただくためのわかりやすい内容の説明について、内部的な準備ができておりませんでしたので、しばらく時間をいただければとお答えをして、お願いをいたしたところでございます。それ以降、6月議会でお答えいたしましたように、9月議会に議案としてお願いをしたいと考えましたので、公開をいたしたところでございます。

今回の料金の改定につきましては、平成9年以降据え置いてまいりました嬉野地区の料金の改定でございます。赤字体質になりつつありますので、改定をお願いするところでございます。実施までしばらく時間等がございますので、今議会で御協議をいただき、また、私どもも市民の皆様方へ御理解を求めてまいりたいと思います。

次に、3点目の社会文化体育館の建設は町の中心についてということをお答え申し上げます。

塩田地区に予定されております社会文化体育館につきましては、旧塩田地区の課題として、合併以前から検討をなされてまいりました。費用につきましては15億円程度を想定しながら検討を進めておられたと考えております。現在は審議会を組織し、審議会の中で御検討をいただいております。

議員御発言の体育館につきましては、文化面、社会体育面からの検討がなされておるところでございます。現在、検討中でございますので、私から特に発言することはございませんが、費用につきましては、できる限り効率的に、場所につきましては、施設が利用しやすいことを前提に御検討をいただいているものと考えております。

また、塩田津との関連につきましては、以前お答えいたしておりますように、塩田津につきましては慎重に残していかなければならない文化遺産であり、以前の塩田町でも取り組んでおられたものと考えております。もちろん観光資源としての効果に期待をいたしておりますが、それ以上に伝統的建造物群としての取り扱いが求められているものと考えております。

嬉野市内全体にお越しいただく方々が、ぜひお出かけいただくよう、さまざまな取り組みをしなくてはならないと思います。総合パンフなどもできましたし、ボランティアガイドの方々も誕生されましたので、今後の活躍に期待をいたしております。以前の議会でもお答えいたしましたように、文化体育館とは関連はございませんが、市内の施設の一つとして、総合体育館を御利用いただく方が、ぜひお出かけいただくような案内が必要であることは、当

然のことでございます。

次に、塩田中学校の耐震診断結果と今後の課題についてでございます。

今回の塩田中学校の耐震診断結果に伴う措置につきましては、学校関係者初め多くの皆様に御心配をおかけいたしております。耐震結果の報告がありまして以降、生徒の皆様へ安全に授業を受けていただくことを第一に考え、対策をとってまいりました。今回、仮教室で3カ月程度授業を受けていただき、プレハブの仮設校舎が完成次第、移動していただくことといたしております。その後、耐震改修工事に取り組むよう一応の計画をいたしております。今後、五町田小学校、久間小学校などの、その他の学校の耐震診断結果が出るようになっております。

議員御発言につきましては、塩田地区の総合的な学校施設の整備について検討しなければならないことであると考えております。現在は塩田中学校の対応を緊急に行っている状況でございますので、まだ検討に至ってはおりません。児童・生徒数の減少もあり、長期的に慎重に検討すべき課題であると考えております。

以上で19番平野昭義議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今、4つの点についてお答えをいただきましたが、まず、順を追って申し上げますと、第1の件ですね。市政運営ですね、これについては6月からはもうしばらくになりますけど、塩田の町民の方は非常に何と申しますか、言葉で言えば、何とも言えないような人々が多かったことは、谷口市長自体も直接耳にされておったかと思えます。その内容は、合併して、少なくとも1市3町に1年半もかかって合併の話をしながら、やっとかつと湯陶里の問題で話が決着し、嬉野と塩田となってわずか二、三カ月で合併になってわけですけど、そういうふうな合併になったときの協議の中の、いろいろなお話を無視したような提案だったと私も思っておりますし、それから、6月議会報はほとんどの方が御存じですけど、私も十何年議員を務めていますが、こういうふうな、何かどこか芝居でも見るような反対討論は、いまだかつて、こういう大きなたくさんのお人はおりません。なぜやったかということは、問題が余りにも拙速で唐突であったと。ですから、このことについて、市長は本当にそれは自分が正しかったのか、あるいは本当にもうまことに済まなかったと、私の拙速だったということなのか、そのことについて申し上げます。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

6月議会のことにつきましては、議決されたことでございますので、私から特に申し上げることはございません。ただ、今回提案しましたことにつきましては、先ほど申し上げましたように、合併の基本でございます行政サービスを低下させない組織を希求していくという基本に立ちまして、お願いをしたということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

行政を低下させない前に、人間として、いわゆる私はこれは書いてきましたけど、和ですね。聖徳太子が「和を以て貴しと為す」と。すべてこれは十七条の憲法の第1条にあると思いますけど、すべてやっぱり合併した当初で、和のない政治があるかと。皆さんが心から弾んで、初めて思い切ったこともできると私は思っておるわけです。ですから、この和ということ、谷口市長は日ごろ、もう私も何回も聞きましたけど、歓声、歓声ということは非常に喜ぶということですよ、皆さんもまたそれに感嘆の声でこたえるというふうな歓声の意味だと思いますけど、この和について、谷口市長は本当に和であったか。そんなことだから仕方ないというんじゃなくして、今後のこともありますから、この和についてもう少し説明してください。運営の方向ですね、和をもってするのか、それとも自分の思ったごととするのか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このことにつきましては、3月の当初議会でお答えしておりますように、やはり地域力をいかに向上していくのかということは、今年度の柱の一つにしておりますので、やはり地域力を高めるためには、先ほど申し上げましたように、すべての市民の方が和やかに、和をもって暮らしていけるということが柱にあるというふうに考えておりますので、私はもう、その和ということにつきましては、以前から好きな言葉でもございますので、それをもとにして政策をとってきたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

非常に貴重な御答弁をもらいましたので、よく記憶しておきますけど、それにつけて、結局、今後あと2年としばらくありますけど、その期間中、塩田の町民の方のいろいろな

意見を聞いて歩きますけど、少なくとも1期4年、先ほどから言いましたように、少なくとも歴史で言えば一コマですよ。100年過ぎ去ろうが、あるいは50年過ぎ去ろうが、3カ町村が合併して、塩田の場合も50年前になりますけどね、いまだかつて、久間のもん、塩田もんというような言葉さえ出るように、まだまだ地域根性は残ります。ですから、わずか1年半ぐらいで、市がうまいとこいくようにということとされることについては、特に塩田の町民の方はね、しかも、あのときの提案は、まず分庁方式をとりながら、約40人の人間を一部——聴取不能——をそれぞれ嬉野に配置すると。私はそういうことをせんでも、経営はいろいろ方法がありますよ。私がもし経営したならば、やっぱりうちの中でもっと研究しますよ。市の職員が217名おられます。臨時職員が、臨時と嘱託職員も合わせて117名。334名の方がおられます。あえてそれを嬉野に不自由させないようにする方法は、こういう中から操作でできると。場合によっては、6部制を4部に減らすとなれば、私が経営者になれば勧奨退職もありましょう。いろいろやっぱりもっと経営感覚を身につけて経営していかなと、それは嬉野の人が何人か言うたけんといって、それをそのままのみにすれば、合併の中で今後非常に問題を起こします。ということは、私は2町合併がすべて合併の終点と思っておりません。新聞にもよく書かれますように、道州制もあります。そういうような中でもっと大きな目を開いて、そして、嬉野市はしっかりしておるぞと、道州制をやっても嬉野市が一番強かぞと、そういうふうな基礎づくりじゃないかと、そういうふうに私は思って市長にお願いしたかばってん、市長いかがですか、そういう気持ちは。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

6月の案につきましては、先ほど申し上げたように、既にもう議決ができておりますので、いろいろ言うことはございませんけども、先ほど御発言された中で、地区の方がどうこう言ったということは、訂正方をぜひお願いしたいと思います。

この6月の議案で出しましたものにつきましては、要するに行政診断その他を踏まえまして、全職員が知恵を出し合って、いわゆる行政サービスを確保できる体制を求めていくと、そういう中で人員削減があっておりますけれども、組織をつくり直して、そして職員がそれぞれ汗をかいてやることによって、行政サービスを低下させることはないということを大前提に考えたわけでございますので、その点は、議決は済んでおりますけれども、引き続き御理解をいただきたいと思います。

そういうことで、これからも行政改革の中で職員は減っていくわけでございます。しかしながら、御承知のように、派遣職員は当然行政体として出していかなければならない状況にもあっておりますので、そういう点では数字以上に、いわゆる一人一人の職員に対しての責任

範囲が広がってきているということでございます。そういう点をお互いカバーしながらやっていって、距離感をなくしていけるのではないかという判断から、してきたところでございますので、そういう点で引き続きですね、今、議員御発言の案によりますと、和をもって嬉野市が発展するように努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

このことについては、もう3回で終わりますけど、まず、地方自治法158条ですね、このことが6月議会で提案されましたけど、この中身の詳しい説明を読みますと、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を行うとある。そのニーズはどのようなニーズかということは、まだまだ、これは合併してもう15年も20年もなれば、それ相当の思い切った施策も入っていきましょ。しかし、今のところ、まだ顔もよく知らない。私さえ課長のお名前を全部覚えようかと思ったら、何か配属が変わったとかいうことで、なかなか覚える機会もないような、そういうふうな時間的に浅いという中では、このニーズに対応できとらんとするわけですよ。

ですから、今、市長が申されておりましたように、和をもってということは、私の理解では、少なくともあと2年と数カ月は、市長としてはこのままの体制で、いろいろな騒動をさせないでいきますというふうな理解していきたいと思っております。

特に行政の中で先ほど逆三角形と申し上げましたが、管理職に当たる、管理職に近か人も含めて、主任以上含めると129名、一般職88名、68%がややもすれば逆三角形の中の体制になってしまっておると。ですから、私は本当に経営というのは、上は少なくして、下を広くして、そうすれば給料は安くしていいですよ。ですから、そういう意味ではやっぱり今後本当に民間の経営手法をある程度皆さん勉強されて、今までしてきたけど、今までにこだわらんで、新しい時代の感覚を添えて、してもらいたいと思っております。

市長、先ほどの、もう最後の確認ですけど、和をもってということの中のあるには、少なくとも後ろのほうに傍聴人もいらっしゃいますけど、また、今夜有線テレビを見られますけど、少なくとも今、谷口市長が次は市長をされるかされないか、それは知りませんが、私の期間中は波風を立たせませんと、そして、その中で努力しますという発言をいただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

常に市政の推進に当たっては、波風を立てることは一切考えておりません。ただ、私としてはできる限り行政サービスを堅持していきたいと考えておりますので、必要に応じて組織の再編というものはやっていかなければ、行政サービスが堅持できないということでございますので、そこらにつきましては、積極的に考えていって、そして、議会にもお願いをしていきたいと思っております。

いわゆる今議員が御発言されましたように、時代のニーズに合った行政組織をつくるということは、私に課せられた課題でございます。そういう中で手持ちのいわゆる仕事量と、それに対する、預かっております職員の数というのは、今ちょうど反比例しているような状況でございますので、冒頭のお答えで申し上げましたように、いわゆる自治法の中で組織のあり方というのはいろいろあるわけございまして、私はそれを希求することは、私にゆだねられた、いわゆる範囲にあるというふうに思っておりますので、そこらにつきましては、合理化、また、いわゆる効率化というものは、より以上に取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

次に移りますけど、水道の非公開の問題ですね。このことについては担当課の角課長にちょっとお伺いしますが、課長として情報公開条例のことについてどれくらい認識されているのか。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

お答えいたします。

さきの議会でも答弁したかと思うんですけども、私自身、審議会等につきましては、すべての審議会同じですけども、やはり情報公開すべきだと思います。また、そう認識をしております。そういうことで、ただ、今回の情報公開につきましては、嬉野地区の水道料金の改定ということで非公開と、いろいろな、多大な事務事業に影響を与えると判断したことから非公開にいたしました。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

先ほど市長のほうからは準備ができていなかったとかという発言もありましたけど、私は

少なくとも情報公開は、まずこれは市の条例ですもんね。まず、条例ね、このことについては、いわゆる市民の方に、公開されない部分を除いてすべてを公開しなさいと。目的にもあります。初めの第1条にですね。その中で今回のあれについては、3月26日に答申されて、その後、私が水道審議会の14人の方の委員の半数以上の方に聞きましたところ、すべてが公開じゃなくして、全く一言も他人にはしゃべるなというふうに言われたと。そいけん、答申はいつありましたかと言ったら、それも言うなど。これでは何か、私は、この水道問題は嬉野地区のことですけど、それとは関係なくして情報公開のことを言っているわけですよ。ですから、私はもう余りにもしゃくにさわったけん、ある——あるというか、佐賀新聞ですけど、谷口市長ももともと佐賀新聞出身ですけど、非常に気の毒かったばってんが、記者が私のうちに來らした。そして、その後また担当課、あるいは市長あたりにもその話があったと思います。これは情報公開ということは今の時代の根幹ですよ、基本ですよ。ですから、秘密と書いてある、この第6条、第6条で秘密にする部分はちゃんとあります。それ以外は公開しなさいとありますから、こういう点で認識が不足しておったら、だれでも行政の中身を知らんで、ぽんぽんぽんぽん発して、そして、決まったもんねとか部落で言って、それで終わり。半年あるでしょうが。9から9.3%ね、いろいろ値上げはあっても、何か塩田につんのむために上げるじゃなかという理由は、あなたが何回も申すけん、私よくわかっておりますけど、そういうことをやっぱり嬉野は合併すつとき相当時間のなくして、ああ、値上げし損のうとったから、済みませんけど、いろいろ故障もしておりますから仕方ありませんということは、その期間に部落常会とか、いろいろな場であったと思いますよ。谷口市長、この情報公開について、いかがお考えですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

情報公開の必要性については十分理解しておりますし、また、そのための条例も制定をしておるところでございます。そういう点で、旧嬉野町の時にも情報公開条例につきましては、県内でも早目につくったところでございますので、中身については非常に重要性を含んでいるということは承知をいたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今後そういうことはないというふうに理解しますが、たまたま新聞の最後のほうに、佐賀大学の先生がコメントをされております。これをつけ加えて言っておきますけど、行政情

報は住民のものという視点から、行政側は市民の判断材料になるよう、引き上げに至った議論の過程まで含めて、情報を速やかに提供する責任があるとコメントしています。ですから、何も隠してする必要はなかと思えますよ。すべて公的資金ですから、税金ですから、それを着服したからしないと、公務員は悠々と堂々と働いてよいと思えます。今後こういうことがあれば、一生懸命しても、ちなみに申し上げますと、古湯温泉の茶業所建設の答申は、その明くる日に新聞に載りました。片や半年間私から不服審査を出されて、初めて出されたと。都合の悪かとは言わんよ、都合のよかとは新聞に写真まで載せると。こういうことでよかかねと私は思うんですよ。ですから、嬉野市はやっぱり谷口市長が言われますように、情報公開をもととしてきたとなれば、課長みずから、市長から怒られても、これはせにやいかんよというくらいの姿勢で臨んでもらいたいと思えますけど、たまたま角課長が当番で、気の毒ですけど、角課長の最後の答弁をお願いします。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

先ほど答弁したとおり、私自身としては審議会等につきましては、当然公表すべきものだと認識をしておりますので、今後注意をしていきたいと考えております。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

それでは、よろしく願いしておきます。

それでは、次の問題ですね。社会文化体育館のことに移りますけど、このことについては市長のほうからも答弁がありましたように、もともと佐賀県で塩田は文化社会体育館なるものは、佐賀県ただ1カ所しかない。嬉野は大小4カ所あるですもんね。そういうことについて、塩田では非常に、3時のお茶講話と言え失礼ですけど、寄ればそういう話が山積しております。そして、そのことについて老人会の方が、もう私たちも長う生きらんけんが、体育館を中学校から借りて、板場でひざ立てするっちゃ、年寄り足も痛かど、ひざの痛かど。ですから、一遍なりとも座って最後の土産にしたかということで、1,822人やっただりますから、いろいろコメントされんたいと、それはわかります。ですけど、老人会の方が、それだけ多くの方が署名に立ったということについて、どのように御理解されますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

社会文化体育館の建設についてのございますけども、先般、私どものほうに署名ということでお持ちいただきました。老人会の会長さん、また事務局長さんが同行されました

ので、多分老人会のほうで署名を集められたのではないかなというふうに判断をしたところでございます。一般的な意見でございまして、さまざまな御意見を署名としてまとめられたということでございますので、そのように受けとったということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

これはやっぱりさっき申し上げましたように、老人会の方もね、やっぱりもう先がなかけんが、少なくとも塩田に1つだけでもつくってもらって、それで冥途の土産にしたかという人も、中には話に聞きましたけど、少なくとも今非常に財政難であり、困っておりますけど、15億円というとは特例債の中で配分されたと。ですから、私は15億円でどういうものができるのかと。私は素人ですから、よくわかりませんが、諸富にも行きました。それから、先月はたまたま広報委員会を兼ねて蒲生町に行きましたから、始良町とか、その隣の施設も見ってきましたけど、体育館なるものは10億円でつくった始良町を見ました。ちょうど台風が来ておりました。台風が来ておまして、4面コートで、なるほど保育園の運動会がされるくらい広かですね、4面コートですから。しかし、たまたま台風で雨がざざっと降っておりましたけど、体育館というものは全く隣の人と話ができないように、上の音がして、それは10億円でできたと聞いておりますよ。全く話をされんわけ、だーだーだーで上の雨の音がして。ですから、文化となれば、少なくともバイオリンとか、あるいはカラオケとか、いろいろありましように、そういう施設には相ならんと。そして、今度は隣のほうに行きました。そこはなるほど文化施設でありまして、県が直接武雄の宇宙科学館のように、県が直接つくったと。それはすばらしいあれで、42億円と申されました。それはなるほど大した文化施設で、上の緞帳、垂れ幕も何本でもあって、ライトは相当あって、それから、ソファーも立派なソファーが入っているというふうなふうで、非常に施設はよかったですけど、あとのいろいろランニングコストかれこれもありましようと言って話をしてきたところです。

諸富をちょっと参考にしますと、諸富が大体あれが32億円で、地代、整地かれこれで12億円かかったと。ですから、本当のその文化施設は、体育館は20億円と、それじゃ15億円じゃ足らんのかなというふうに私も理解しておりますけど、今度は15億円は大体のあれですから、それはもう少しどこからか捻出すれば、幾らか出ましようけど、一応15億円強にすれば、土地を買ったり、あるいは造成したりして数億円お金がかかりますけど、そういう点については、古賀副市長ね、塩田の人ですから、詳しいですから、いかがですか。15億円で文化施設ができる土地を買ったり造成したりして、差し引いてできると思いますか。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

お答えいたします。

今回、いろいろな社会文化体育館の建設に伴う基本調査、そういったものを実施いたしておりますけれども、その中で、どっちにしてもメリット・デメリットはあるわけでございまして、その分の中で今後検討されていくべきものというふうに思っております。確かに造成費用というのは、市有地以外につくった場合には必要になるわけでございまして、それも一つの大きなメリット・デメリットというような中に包含されておるというふうに思います。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

メリット・デメリットと、私はね、15億円で土地を買い、埋め立てして、周辺整備して、果たして体育館ができるかということ聞いたわけですが、文化的なことを含めて。それを聞いておるわけですよ。メリット・デメリットって、これは私の答弁にはちょっと外れるごたるですね。もう一遍してください。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

今、議員御発言の中身につきましては、いわゆる用地代を15億円から使用するのかというようなことかというふうに思います。当然その建設場所によっては、やはり造成費用も15億円の中から賄わなければならないと。また、そういった、今のところ全体的な費用等もまだ未確定でございますので、そこまで具体的に言及する段階ではないというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

あのね、くどくど言うばってんね、もうちょっと端的にね、抽象的に言わんでさ、結局10億円でね、私が先ほど例を言ったでしょうが。鹿児島とそれから諸富の件と。ですから、文化施設をつくれれば、最低15億円、さもなければ20億円はかかると。ですから、土地をかうたりなんしたりすれば、足るのかと。そいけん、足りませんなら足りませんと、できないならできないで、そがしこでよかわけですよ。いかがですか。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

15億円というふうに確定をすれば、足りないということになると思います。いわゆる造成費用は別に必要になるわけでございますので、そのような話にしかならないというふうに思いますが。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今度は市長に申し上げますけど、伝統的建造物群地区ですね。いわゆる塩田も浜と同じで今、伝建地区をやっておりますけど、ここに約14年ぐらいかかって、時間的にも長いですけど、その間、西岡家が間もなく始めて4年ぐらいで2億円以上使うと。非常に、今も現在進められておりますけど、非常に価値あるところですから、これを伝建地区と文化施設関係の場所と、全く関係はありませんというような口ぶりで聞きますけど、私は先ほど申しましたように、結局ツアーを組めば、非常に宝になるわけですよ。私は旅行友の会の事務局をして、かんぽであっちこっち行きますけど、やっぱりツアーで行けば、バスが少なくとも40人、50人乗ります。3台行けば、その3倍。その方々が下車されます。されますと、必ず何なりと買うというか、手土産を買うとか、あるいはいろいろなその土地の土産を買うとかというふうになりますから、私は今のところは閑散とした塩田地区でありますけど、これをやっぱりどんだん栄えさせて、やっぱり歩いていけば、塩田の、今でいえば秋ですからマツタケでもありますよとか、いろいろ農産物もあります。いろいろな面をね。それから、金物を、そこにちゃんとした優秀な人がおられますから、やっぱり家の中のやつはなかなか買わんですけど、たまたま散策する道中にあれば、ついつい目がとまって買う、お菓子でも何でも。ですから、私もずっとつくづく旅行に行って思うときは、たまたまお金ば2千円じゃいしか持たじ行ったときは、ちょっと気の毒かったですよ。だいでん袋に買うていくけんですね。買わん者がちゃーがつかごとあるわけですよ。ですから、そういう意味では、この町をそういうふうにするば、この場所と関連するけん、私はそういうことで谷口市長に前日も言ったと思いますけど、そういう点では嬉野の旅館との相乗効果を含めて、いかがお考えですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

前回の議会でもお答え申し上げておりますけれども、文化体育館と伝建地区というのは、あるいは観光面ではもちろんそれは、お客様が近くて歩きやすいということはあるかもわかりませんが、基本的にはやはり違うというふうに私はお答え申し上げます。

私もいろんな伝建地区に参りますけれども、例えば塩田地区の場合は一昨年決定したという、非常に日が浅いこともありまして、ほかの建物等の関係もいろいろ課題があるというふうに思っております。できれば、やはりこの伝建地区というのはゾーンとしてしっかり保存すべきだというふうに思っておりますので、今、伝建地区の指定地区自体については、もちろん網がかかっておりますので、保存の方向に向かっていくわけですが、塩田地区の伝建につきましては、これからいわゆる管内の整備に入っていくわけですが、ほかと比べまして、残念ながら一筋道を外れて川のほうに出てまいりますと、庁舎の建物があったり、中学校があったりというふうなことで、やはり伝建地区としては総体的なイメージとしてはもう少し整備を進めていければというふうに考えもしております。

そういう点で、体育館のことにつきましては、今から議論があると思っておりますけれども、やはり近代的な建物が周りにどんどんどんどん建ち始めるということにつきましては、伝建地区を私は非常に重要に考えておりますので、そういう点では慎重に庁舎の建物等もそうでございますけれども、今後はしっかり考えていかなければならないのではないかなというふうに思っておるところでございます。そういう点で、前回の議会でも、この伝建地区は観光面ではもちろん期待をしておりますけれども、それ以上に学術的な価値があるということで、今、予算を文化庁からいただいて、しておるところでございますので、そういう点では幅広く考えて取り組むべきであろうというふうに考えておるところでございます。直接的な関係は持たせないほうがいいのではないかなというのが以前からのお答えの本旨でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今のお考えですね、私は有田が県下で一番口で指定されましたけど、有田にも連絡をしまして、有田は結局いずれは観光にね、伝建、そこは観光と、イコールというふうに思っていると。ですから、恐らく商工会館、あるいはそういう関係者の方は、そういうような運動で恐らく動いておられるような、電話で私も受けました。いつか新聞にもちょっと見たような気がします。

そういう意味では、谷口市長の申されることについては、今始めたばかりだから、そのうち何とかかなりましようというふうなことじゃなくして、何でも20年後、30年後のことを今考えにやいかんと私は思うわけです。ということは、意思あるところに道ありというふうにありますけど、考えをしなければ、いつまでたっても10年後にも余り変わらんやったと、20年後も変わらんやったと、そういうふうになりますから、私は伝建地区の方の役員もおられますけど、そういうふうな方々と、また別枠、観光推進あたりの委員もつくられて、両方含

めてしていただきたいと、そういうふうに思います。せつかくの、これは、こがしこの不景気に文化庁はよく金持っとるねと思うと。どんだんどんで文化庁は出すんです、金を。片一方は人件費もなかと言いよって、片一方は、西岡家に2億円もかけると。どうしたことかというふうに思うたばってんが、それはそれで、その道に研究しておられますから、それを生かすことが今後の課題じゃないかと思えますけど、市長、その辺については嬉野温泉がやっぱり非常に疲弊しておりますけど、何か一遍ぐらい実験的にツアーばやってみんですか。商工観光課の方、どなたか名前よくわからんけん、どうぞ。

○議長（山口 要君）

商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

伝建地区につきましては、以前の議会でもお願いしておりましたように、観光との結びつけをしていくように検討いたしております。ただ、体育館につきましては、私自身、内容とか、どのようなものができるのかよくわかりませんが、その目的とか機能によって、できるものとできないものがあるんじゃないかというふうに考えますが。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

あなたたちはね、範囲の狭かもんね、考え方の。ということは、余りにも失敗を恐れて、いつも考えるのが行政ばってんね、やっぱり悪かことしゃがせんぎ、日曜日も土曜日もどんだん出てきてやるぞというふうな気迫があれば、必ず成功するわけですよ。これにさわることやけんせん、これにさわることはせんって、何もされんでしょう。ですから、誤ったときは誤ったときで、ほかの人がちゃんと訂正しましょう。ですから、思い切って、この際どこの、たまたまJRも祐徳バスもおたくの近くに本社もあります。営業所がありますから、そういうところに行って、一度ぐらい、志田焼博物館、あるいはいろいろな塩田の宝もありますから、嬉野とあわせて、じゃあやってみましょうかと言ったことがありますか、そういう話は。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほどの議員の御発言のとおりでございます。私どもも長期的に政策として、また、観光施設のあり方、また伝建のあり方というものは長期的に考えているわけでございますので、

長期的に考えたときに、やはり私どもとしては塩田津というものは趣を持って残していかなければならないということで、今よりも周辺につきましても、やはり歴史的な感じがとれるような地域にしていかなければならないということで御発言をしましたので、議員の御発言とはちょっと違っているのではないかなというふうに思っております。

それと、それぞれのツアーにつきましては、予算をいただいて、それぞれの伝建地区をめぐるポスター等もつくっていただいたところでございます。

また、先ほど申し上げましたように、ボランティアで、この塩田地区につきましては3名の女性の方がガイドもやってみましょうということで名乗りを上げていただいたわけでございますので、そういう点ではこれからPRをして行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

非常に、ある意味で前向きでありがたい言葉を聞きましたけど、たまたま前回申し上げましたように、思わぬところに思わぬことがあるということは、大分県の九重町、最近も話を聞きましたけど、今もやっぱり多かですかって、だんじやなかと、車は。待っとかんばならんと。今でも周りから、もうどのくらいになりますかね。ですから、あそこの予算のしころはもう既に突破するかわからんというような話も聞くように、やっぱりちょっとした考え方が、たまたま山の中のつり橋ですね。何でもなか。高さが173メートルか。私も2回行きますけど、行政の手法は東国原さんが最近よくテレビに出んさっです。あそこは10万人か幾ら県庁を訪れたという話もテレビで聞きましたけど、やっぱり行政には何か光った、きらりと光るアイデアがなからんばいかんわけよ。ただの事務員だけじゃ私はいかがかと思うけん、特に農政、商工課あたりを担当される方とかは、やっぱりそういうふうなことにね。自分は余り好きでなくても、勉強すればできるわけですよ、いろいろなところに行って。そういうふうな意欲ですよ、あとは。

ですから、先ほど言いましたように、三百何十人の人間が果たして要るかというふうに市民は考えておるかかわからん。人件費ばかり余計要っておると。しかし、それは公務員ですから、それなりに頑張ってもらけん、私はいろいろ言いませんけど、一人一人がそういうような光る玉になってもらいたかと。ダイヤモンドですね。そしたら、経費も少なくして、それから思わぬ効果が出てきます。そういう点について、教育としてはダイヤモンド的な存在を教育される、何かね、私はお願いしたかばってんが、たまたま杉光町長のときに、朝礼はありますかと言ったら、朝礼はしていますと。いつですかと、1週間に一遍と。1週間に一遍が朝礼ですかと言ったことがあります。朝礼というのは毎朝するのが朝礼ですよ。しかも、その朝礼は、管理職になれば、私がここで言っているかわからんばってんが、時間内にせん

で、時間外にして、時間内にはもうその部署には伝えると。極端に言えば、8時半から始めであれば、8時20分ぐらいに朝礼をして、半からは職員に伝えると。そういうふうな気迫が今後課せられるんじゃないかと。8時半から9時ごろまでして、今度は部下の方は黙って机に座っておって、何やろうかというような感じでは、私は大変と思うわけ。市長、その辺はダイヤモンド的な市の職員の教育、いかがですか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時3分 休憩

午前11時3分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

平野議員。

○19番（平野昭義君）

次に移ります。

4番目の中学校の耐震問題ですね。耐震問題では、たまたま先ほど言いましたように、中学生は本校舎は全部のけて、それぞれの部署で勉強しておられますけど、ここについて、新聞記事で私見ましたですけどね、谷口市長が9月1日の新聞で、市は来年度以降に3棟とも補強工事を行う方針ということではありますが、この中身はどういうことを含めた新聞記事がありましたでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

本来ならば、早速補強工事を行いたいわけでございますけれども、補強事業を行うにつきましても、やはり仮教室の問題、そして、生徒さんに影響を与えないというふうな必要があったために、現在は公民館と特別教室棟を使ってやっておるわけでございます。補強工事をするために、今議会で御承認いただければ、プレハブ校舎の建築等にも入りたいと考えておるところでございます。

その後、実は予算の問題がございますので、今、さまざまな地域で耐震の調査等も行われておるわけでございます。県、国に対して私どものほうで予算の要望をしていくということでございます。そういう点で予算が緊急に認められますと、もう半年もないわけでございますので、来年度について補強工事を早速行っていくというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

あそこは中学校ができてから39年間たちまして、鉄筋は私は素人ですけど、大体60年が期限と、いわゆる減価償却がね。そいけん、ある議員と私が10日ばかり前やったかね、実際視察に行きました。ある議員が言わすことには、平野さん、ここはもう何もかんも危のうしておられんのうって。これはじきうっかんがさんばいかんばいという話まで聞きましたけど、幸い地震がこの辺は現在ありませんからいいですけど、もう震度5以上は恐らく危険と、担当課のほうからも聞きましたけど、いずれにしても、あれを補強しても、あと十何年となれば、同僚議員の言ったように、解体して別の場所に移したほうがましよというふうに私も思っておりますし、また、一般の市民の方もそう思っています。

先ほど市長のほうから、伝建地区と今の学校等の景観についても申されましたように、私は学校というとは、嬉野小学校は一番初めのころは、あそこは山の中やかなと言ったけが、山の中はちょうどよか学校になってきたわけね。ですから、そういうふうで、やっぱり文教というのは緑に囲まれた高台あたりが一番勉強の環境もよかし、そういうふうに理解しますが、今すぐ答えはもちろんありませんけど、市長として頭の中に描かれているのは、そういうふうなこともありますでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の補強工事につきましては、県の補強工事についての指針等もあるわけでございまして、その補強工事を行えば、県が定めております耐震基準については一応合格ラインに達するという見込み、また判定結果が出ておりますので、それに基づきまして補強を行っていきたいということでございます。その補強につきましては、できるだけ緊急に行って、生徒さんたちがやはりできるだけ短期間にプレハブ校舎から出られるように、まず行ってまいりたいと考えております。

その後の課題につきましては、冒頭お答えしたとおりでございまして、塩田地区のすべての学校の建物については、古いわけでございますので、総合的に学校施設のあり方について見直す必要があるというふうに思っておりますので、今、あの中で考えておりますのは、来年度ぐらいにはそのようなことを基本的に考えていただく組織を、まず、教育委員会のほうで考えていただいて、将来的にどのような形に持っていくのかということを考えていければというふうに判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

時間の都合もありますから、これくらいで終わりたいと思いますけど、最後に、私が職場の中をずっと歩いて回ってみて、何となく全体的に明るさがないじゃないかなというふうに、私一人じゃないと思いますけど、そういう意味ではやっぱり市長、あるいは副市長がそういうふうなところを、人の心もちゃんと配慮して、お互い職員ですから、おれは嬉野のもんじゃもん、おれは塩田のもんじゃもんということは、もう垣根はないと思いますから、やっぱり一生懸命になって仕事に励まれるよう、そういうふうな体制、環境をつくっていただくために、再度、和をもって、市長、和をもって職場環境もできるように、いかがでしょうか、再度お尋ねですが、何となく最近そういうふうな感じがいたします。みずから感じとんしゃれんかしらんばってんね。いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

そのようなことを感じることはないように、日々努力をしておるところでございまして、今お話の和というのは、聖徳太子の「和を以て貴しと為す」というのが政の基本であるということからのお話であろうと思いますが、私どもとしては、日々効率的に合理的な行政を進める責任もありますので、そこの兼ね合いを十分つけながら、努力をしまいたいと思います。

以上でございます。（「はい、ありがとうございます。これをもって終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

これで平野昭義議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。16番副島敏之議員の発言を許します。

○16番（副島敏之君）

皆さんおはようございます。傍聴席の皆様におかれましては、貴重な時間を割いていただきましておいでいただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございます。議席番号16番、副島でございます。通告に従いまして質問をいたします。

今回は大きく分けて2点でございますが、1点目につきましては、嬉野市集中改革プラン、これは平成18年度から22年度にかけての5年について執行部から議会のほうに示された案について、プランについて若干の質問をいたします。

まず最初に、平成17年3月に総務省より新たな指針が通知され、新たな行政改革大綱の策

定及び具体的な行政改革の取り組みを明示され、「集中改革プラン」を策定すること、これを公表することが示されていきました。そこで、当市においても平成19年3月に集中改革プランが策定され、嬉野市行財政改革大綱と合わせて公表をされました。これについて何点かをお伺いいたします。

最初に、事務事業の見直しの中で改革推進プログラムの第一に行政嘱託員の見直しがあり、内容としては、まず嘱託員を半分程度に削減し、最終的には廃止する。（業務を区長に依頼することを検討）とありますが、非常勤特別職である行政嘱託員のこれまでの業務を考えますと、不可解であります。市長の今後に対する考え方をお伺いいたします。

次に、その半分についてどのような基準で選任されるのか。（世帯あたりなのか、面積などは要件を設けるのか）

次に、現在のシステムを何年ほど続けていかれるのか。

次に、嬉野町34、塩田町54の行政区が現在ありますが、それぞれ行政嘱託員がおられます。変化のある前に十分な協議が必要であると思っておりますが、地域の方々にどのようにして周知し、理解を求めていかれるのかお尋ねをいたします。

次に、職員採用試験の見直しについてお伺いいたします。

採用のあり方を見直すとともに、公平性を考え採用試験の実施機関を民間へ一部委託するとしてありますが、ひとつ「採用のあり方を見直す」というのはどういうことなのか具体的に説明していただきたい。

次に、「公平性を考え、採用試験の実施運用を民間に一部委託する」とはどういうことなのか。審査員に一部民間人をいれるということなのか、その辺を御答弁お願いします。

次に、市報発行業務についてお尋ねいたします。

市報発行の外部委託について、委託化は平成19年度より既に行われておりますが、担当職員はどの段階までタッチされておられるのかお尋ねをいたします。

そして、以前は担当者が記事をそれぞれ集め、校正しつくり上げておりましたが、民間に委託されたメリットは何なのかお尋ねをいたします。

また、委託されて経費は怎么样了のか、その辺をお尋ねいたします。

次に、組織・機構の見直しについてお尋ね申し上げます。

先ほどの19番議員の質問とも若干重なりますが、組織・機構の見直しを前提に6部制を4部制にし、効率的運用を推進するため、組織・機構改革案が6月定例議会に提案されましたが、議会の同意が得られず否決されました。

私は、しばらくは現状維持で運営されたほうが、両町とも混乱せずいいのではないかと思います。市長は今後どうされるのかお尋ね申し上げます。

次に、財政効果のまとめとしまして、市長の決意、その他財政についてお尋ねいたします。

改革推進プログラムのもと、各課において計画内容を実施し、平成22年までに歳出削減策

計1,450,596千円を含む財政効果（歳入確保策＋歳出削減策）が2,518,239千円となっております。しかし、今後先ほど質問にもありましており、また、市長の答弁がありました。今後耐震診断の結果次第においては、各学校の耐震補強等、緊急に多額の支出を伴う案件も予想されるわけでございます。市長の財政についての決意のほどをお伺いいたします。

次、最後に企業誘致についてお尋ね申し上げます。

これは、私は何回となく企業誘致について質問しておりますけれども、今回国においても、あるいは県においても、今度我々産業建設常任委員会についても、伊万里市を視察訪問しました。そういう面におきまして、企業誘致についてさらに御質問をさせていただきます。

8月29日の新聞報道によると、地域間格差の是正を目指している企業立地促進法が6月に施行、指定地域を対象に年間で計300億円の地方交付税を交付することを明らかにされました。佐賀県では武雄市、伊万里市が既に指定を受けております。

7月24日に当市産業建設委員会で調査した伊万里市においては、企業誘致に全力で取り組んでおられ、県の企業誘致関連部署に職員を1人出向させ、市の企業誘致推進課は3人体制であり、情報の収集、企業訪問等により情報を得たら、即市長が動く「トップセールス」によって、現在まで約70社に及ぶ企業を誘致されております。

嬉野市においては、せんだっての一般質問においても市長より副市長を先頭に取り組みおるとの御説明、御答弁ございましたが、現在の取り組み状況、成果はどうなっておるかお尋ね申し上げます。

次に、嬉野市においてもこの企業誘致は必要不可欠であり、経済の活性化、人口の流出などを防ぐことなど、さまざまな効果を市全体にもたらすことは言うまでもございません。

伊万里市の誘致企業で、年間約10億円を納税している企業があると担当課の職員の方よりお聞きいたしました。

嬉野市においても早急な対策強化を強く望むものでありますが、市長の決意のほどをお尋ね申し上げまして、この場での質問を終わります。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

16番副島敏之議員のお尋ねについて、お答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、1点目が嬉野市集中改革プランについて。2点目が、職員採用の試験の見直しについて。3点目が、市報発行业務について。4点目が、組織・機構の見直しについて。5点目が、財政効果のまとめとして市長の決意を。6点目が、企業誘致についてということでございます。すべてお尋ねでございますので、通してお答えさせていただきたいと思っております。

それではまず、嬉野市集中改革プランについてお答え申し上げます。

行財政改革につきましては、合併以前から自治体の課題として、以前の2町でも取り組みがなされてまいりました。新嬉野市になりましてからも、委員会を設置し、幅広い御議論をいただき、集中改革プランをつくらせていただいたところでございます。

お尋ねの行政嘱託員の組織編制につきましては、現在の行政嘱託員の皆様の業務は繁忙を極めておられ、負担感があられると感じております。今後は、行政嘱託員の皆様の業務につきましては、見直しをしていかないと地域から選出されました地域づくりの貴重な人材としての業務を遂行していただくことに課題が生じる可能性があると考えております。

今後は、各区のまとめ役としての業務が行われやすい環境づくりに御協力する必要性を感じております。協議をさせていただきながら、配布物や調査、報告業務等を整理させていただき、より地域が活性化できるよう努力をしてみたいと思います。

現在推進いたしております地域コミュニティーの推進により、市民、地域、行政の役割をそれぞれが認識して相互補完が進んで行けば、新しい行政嘱託員の方々の姿も見えてくると考えております。

現在の考えでは、当面大字区や大区程度により統合した中で代表世話人程度で組織づくりが進んで行けばと考えております。その後、時間をかけて小学校区程度による地域コミュニティー組織を考えておりますので、広い範囲での組織になっていくものと考えております。

このような組織づくりができていくことにより、地域から選出された区長さんとして本来の業務を充実していただくものと考えております。

何年をめどにするのかというお尋ねですが、議員御提案のように十分な協議が必要と考えていますので慎重に協議し御理解をいただいてまいりたいと思います。

次、2点目の職員採用についてということでございます。

合併協議の中で、職員採用につきましては、しばらくは退職者の半分程度を採用していくことになっております。貴重な職員を採用するのでございまして、採用方法につきましても、より効果的なものを模索いたしております。民間の皆様の御協力をいただいたり、採用の専門的な業務を行っている社団法人の御協力をいただいております。

採用のあり方につきましては、定期採用にもかかわらず必要な人材を求めることができればと考え、6月議会で御承認をいただきました採用方法につきましても、1つとしてお願いをしたところでございます。また、採用の内容につきましても一般職の採用を前例踏襲で行うことなく、専門職などの採用も併用できることを求めてまいりたいと考えます。

民間への一部委託につきましては、既に民間人による面接やその他の試験項目につきましては、既に専門的な業務に精通されております社団法人に一部委託しております。今後もより幅広く委託できればと考えております。

次、3点目の市報発行についてお答え申し上げます。

よりよい市報発行につきましては、既に一部民間に委託をして発行いたしております。現

在は取材、記事作成、レイアウト、印刷につきましては、民間委託を行っております。おかげさまでスムーズに発行できておるところでございます。民間委託はいたしておりますが、発行の責任は市役所でございますので、取材の指示や原稿の確認、レイアウトの承認を行い、最終原稿につきましては企画部で確認を行い、最後は私が確認をいたしておるところでございます。以前と違って民間の感覚でレイアウトを一部研究していただいておりますので、今後より斬新なことを盛り込んでいただければと考えております。

次に、経費の面ですが、以前行っておりましたときよりも人件費を半分程度節減できておると考えております。

次、組織・機構の見直しについてということでございます。

組織・機構の見直しにつきましては、毎年退職職員数の半数程度の採用ということで職員数の削減を行っておるところでございます。しかしながら、業務は多様化いたしております。また、市民の皆様方の要望も多岐にわたっておるところでございます。そのような状況に対応するために早目に対応したいということで、さきの議会に議案としてお願いをいたしました。しかしながら、時期が早過ぎるとのことでもございましたので、引き続き努力できる範囲を求めてまいります。現状維持でとの御意見ですが、毎年3人程度が減員になっておりますので、組織は変更せざるを得ないと考えております。組織変更を行いながら行政サービスの確保に努力をいたしたいと思っております。

次に、財政効果を高めるためにということでございます。

国は既に財政破綻状況であり、県においては、10年前と比較しますと約1,000億円の予算減になっております。去る9月7日の新聞で報道されましたが、佐賀県の場合、このままですと3年後には財政破綻し、財政再建団体に転落するとの見込みになっております。先般は北海道の夕張市が財政破綻いたしました。県としては佐賀県が厳しくなっているととらえておるところでございます。当然そのようなこととなりますと、嬉野市に対しましても大きな影響があります。また、現在の交付税の状況は好転する気配は見えません。先日、県内各地の財政状況も拝見いたしました。各市とも厳しい状況であります。嬉野市民の御理解をいただきながら財政健全化への努力をしてまいりたいと思っております。

次に、今回の塩田中学校の対応につきましては、まず生徒が安心して学べることを第一に決断をいたしたところでございます。財政として大変厳しい状況での対応になりますが、このようなことが起きるからこそ日ごろ財政健全化への対応が必要になると改めて思っておるところでございます。

次に、企業誘致についてでございます。

企業誘致につきましては、合併いたしましてから県と協議をして推進をいたしております。現地の確認や情報収集も行っております。今回も企業誘致に関する予算をお願いしておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

また、9月からは中堅職員を県の企業誘致担当部へ派遣をいたしました。現在まで取り組んできた過程で県と連携した中で、専門的な知識を得ることが大切と考え派遣を決断いたしました。成果に期待をいたしております。

また、御意見のように副市長とともに私も直接担当いたしておりますので、今後も企業誘致の実現に向け努力をしてみたいと考えます。

以上で16番副島敏之議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、集中改革プランの事務事業見直しの中の行政嘱託員さんの件でございますが、市長からの答弁で、今現在も嘱託員さんが多忙で煩雑そうということで、これを改革したいということでございました。

実は、私は隣の武雄市と鹿島市、まず一番近いところの両市に赴きまして、鹿島市は合併しておりませんから、武雄市は北方と山内が合併したわけでございますが、この嘱託員さんの制度についてはどう考えておられますかということで赴いたところが、やはり武雄市においては、1市2町ですね、これは107の行政区があり107名の嘱託員さんがおられると、名前は駐在員さんという名称をつけてあるわけですがけれども、早く言えば向こうも非常勤特別職ということで、行政嘱託員さんですねということの繰り返しで、何ら我々の認識と変わらなわけでございますが、武雄市の場合は年に数回会議をやっておると。そして、配布物については月1回総務課、また秘書広報担当の課が10名程度で嘱託員さんのところに配布を行っておると。当分はどうすんのと、そしたら、当分はこのまま続けたいというふうな御意見でございました。これは武雄市の場合でございます。

鹿島市の場合は、これは行政嘱託員の現状については84名がおられて、区長さんも同じ嘱託員さんと同じ84名がおられて、年に1回嘱託員連絡協議会というのが行われておると。そして別に区長大会というのが年に1回行われておると。地区別については、区長さん等々が例えば北鹿島地区とか大きい範囲において区長さんたちだけが会合をされておると。市報その他の配布については、職員が2名で嘱託員さんのところに配布をしておると、こういうことでもございました。それで、鹿島市も当分まだこれについては変化をするというようなことは考えていないということでもございました。

我が市におきましては、今市長のほうから答弁ございまして、これは行革の中での市長の考えの一つだと、私もわからんではないんですが、私は一つは今まで知る範囲の嘱託員さんの働きぶりを考えますと、行革の中であっても、じゃ半年、まず半分にとやると、そして廃止に最後持っていくということに対して、長年御苦労された方、それでどういふことをされて

おったかということも我々大概のことはわかっております。役所のほうから頼まれたいろんな配布に限らず、用地交渉とか、あるいは住民からの要望等々の仲介役等々もされたということも十分承知しております。

だから、今現在嘱託員をされておる方にも何名か御相談、ちょっとお話をしましたところが、うーんと、それじゃ今度は後々が仕手はなかばいというふうなお答えが返ってきたのは事実でございます。ですから、これについては市長も私の意見に対して同意見だろうと言われている。やはり総則には、拙速ではこれは非常に難しい問題が、各部落との横との連絡等々がありますので、これはその辺を十分にしていかないと、非常にまた何やかんやと各地区で、隣同士等々で問題等々が起きると思うんですが、まず半分ということの文字を書いています、この半分については、じゃあどういうふうな仕方を考えておられるのか、担当課でも何でもどなたでも結構です。お答え、答弁をお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほどお答えしましたように、行政嘱託員さんの仕事の重要性というのは私も非常に感じておるところでございます、もう日常、日ごろから感謝をいたしておるところでございます。

そういう中で、歴史が重なっておまして、そういう点でお答えしましたように、非常に負担感があられるということでございます。しかしながら、一方嬉野市におきましては、行政嘱託員さんと区長さんというのは、名前は違いますけど同一人物になっておられるわけでございます、そこのところを私どもとしては、はっきり整理をしていかないと将来区長さんになられる方も非常に負担感があられるというふうなことになりますので、行政嘱託員さんとしての仕事をできるだけ少なくさせていただいて、本当の区の代表として区の取りまとめとか、そういうものをしていただく方が、やはり区長さんとして非常に大事であるというふうにご考えておるところでございます。

そういう点で、行政嘱託員さんの仕事自体が私としては不要であるとかいうことは考えておりませんので、その仕事の中身を要するにすみ分けをいたしまして、行政ですべき仕事、それからまた、ほかのところに委託をしてするべき仕事というふうなことをずっと精査させていただいて、できる限り行政嘱託員さんが本来の区長さんとしての仕事に専念していただけるような、そういう形に徐々に増していければというふうに期待をしているところでございます。

そういう点で、どの程度ということでございます。先ほど申し上げましたように、まず整理をしていく段階で、今お願いしている行政嘱託員さんのお仕事の要するに精査をさせてい

ただ、そういう中で、やはり行政として組織的にお願いをするというふうなことが必要であるということになると、その大字区程度とか大区程度にまず嘱託員さんをお願いいたしまして、そこで行政としてのお願いごとをしていくと。しかしながら、今現在おられます区長さんというのは地域の代表ですから、そのままの組織としてしっかりする形で充実をしていければというふうに思っておるところでございます。その点で、私ども自体のまだ組織に対する考え方も十分ではございませんので、先ほどお答えしましたように、しばらく時間をおいてしっかりやっていければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

市長の考え方は、大体私も聞かれたような気がいたしますが、ここで一応総務部長にもちよっとお尋ね申し上げますが、今、市長からなるべく区長さんの仕事は区長さんと、嘱託員さんは嘱託員さんということでございます。時間をかけてということでございますので、それは早急にはなされないと思いますが、そこに理解を求めながら育っていただけたらと思いますが、これは私なりに調べて総務部長は御存じだと思いますが、いわゆる嘱託員さんですね、無報酬で区長さんに嘱託員さんの仕事を引き継ぐということは、法律的には許されているかどうか御存じですね。総務部長。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

行政嘱託員さんと区長さんの位置づけということでございますけれども、特別の公務員ということで行政嘱託員さんは当然位置づけてありますので、その辺の違いは当然出てくるかと思えます。

ただ、今市長申しあげましたように、確かに両方兼任されておまして、行政の連絡員、こちらのほうのいろいろ相談を直接区長として受けておられるケースが非常に多いんじゃないかと思えますので、もう少しスムーズに代表の嘱託員さんで取りまとめていただければ、もう少し行政的にスムーズに負担がかからないんじゃないかと思って、このような行政改革の案が出てきたんじゃないかと思っております。

あと、確かに行政から配布する物については今のところ同じようなやり方で当然地区の区長さん、行政嘱託員さんと兼ねておられますけれども、行政の伝達事項等については、そのまま当然継承していかなくてはいけないということで考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

今、総務部長の答弁でございますが、私簡単に申し上げましてね、今、行政嘱託員、非常勤嘱託員の方には報酬がありますよね。だから私が言うのは、この仕事を行政嘱託員さんとしての報酬をやっている仕事の内容を区長さんが仕事をするということは、これは地方公務員法では違反になっております。それを総務部長からお答えをきちっと私はいただきましたかったんですが、それを一応確認しておきます。どうぞ。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

その意味で行政嘱託員と区長さんとの位置づけが違っているということで申し上げたつもりでございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

そこを総務部長がきちっと、先ほどちょっと私がわかりにくかったもので、一応確認をしておきます。

実は塩田町について、市長ですね、これ嘱託員さん、区長さん、生産組合長さんという3つぐらいしとる部落もかなりあるわけですね。ですから、これは非常に嘱託員制度を半分、あるいは次に廃止等々なると農業を中心とした集落については非常にこの辺が難しい点があると思いますので、十分にやはり協議をされて、初期の計画を十分理解してもらおうと、これが大事だと思いますので、その辺とにかく年数かけても少ししてでもやっていただきたいなということを強く要望しておきます。

じゃ次に、これは順序が逆になりますが、ちょっと後のほうのところでありますので、これは先ほどの一番最初の平野議員の中にあつた機構見直しについては市長のほうから答弁ございましたけれども、これについては私もなるべく行革は行革、行財政改革は行財政改革ということはわかるんですが、やはりその方向性はあつても、もうちょっと住民のあれを理解していただきたいなということをつけ加えて、答弁要りません。つけ加えておきます。

続けて質問してよろしいでしょうか、議長。

○議長（山口 要君）

はい。

○16番（副島敏之君）

じゃ、財政のことについてお尋ねをいたします。

財政につきましては、市長から答弁ございましたが、これは佐賀県にも9月7日の新聞に

も載っておりますように、3年後には佐賀県は破産をすると、再建団体に転落のおそれがある。それから、今後4年間には収支不足は110億円になる等々書いてございまして、非常にこれは各地方、我々嬉野市も含めて非常にこれは大変なことになるなというふうに私も認識しております。

その中で、9月7日の西日本新聞については、佐賀県がいわゆる三位一体改革によって歳出削減、これが急速に進んだもんだから行財政改革緊急プログラムというのを県がつくりまして、バブル経済期を上回る経済効果をする誘致企業等々をやっておられますが、この財政の今回嬉野市においては3,504,052千円の地方交付税が決定しとるわけでございます。前年度に比べまして若干プラスということで4.7%でございますが、この削減を1,450,596千円というふうに一応計画をされておりますが、平成22年度までですね。これは、いろんな形で細かく書いてありますが、実質これが単なる目標なのか、それを実現する目標なのか、これ相当、あと3年ちょっとで14億円近くの削減をせにやいかんということは、これ市長可能なんでしょうか。まずお尋ねします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる財政再建につきまして、もちろん国の財政状況が一番厳しいわけでございますけれども、当然県の財政も厳しくなって、その財政の状況が私どもに来るということでございます。一応景気の動向等もありますけれども、交付税制度の根幹は景気の動向にかかわらず、それぞれの地域の財政の安定を図っていくということで設定されているわけございまして、その交付税の考え方が、三位一体改革以降違って来たということが大きな原因になっているというふうに考えてございまして、私どもも地方六団体の中で、三位一体改革について推進を図ってまいりましたけれども、今のところ道半ばでありますので、非常に残念な思いをしておるところでございます。

ただ、私どもが作りました行財政改革につきましては、年度を追って、そして確認をしながら実施をするということになっております。そういうことで、その毎年度ごとに実行できたもの、実行できていないものを確認しながら、その点検項目にしたがって行っておるところございまして、旧2町の時代でございますけれども、それぞれの年度についての目標は、ほぼ達成をできておるといふことになります。

また、平成18年度につきましてもまだ報告はできておりませんが、一応数値をつかんでございまして、ほぼ目標に近い数字になっているのではないかなというふうに予想をしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

それでは、全体像を市長おっしゃったんですが、ちょっと個別に質問申し上げたい。

実は、本議会の初日に監査委員から監査委員報告というのがございました。その中において、何点か御指摘がございました。これはまた、細かくは決算特別委員会では申し上げます。申し上げますが、概略の、私がちょっと質問申し上げたいのは市税ですね、税金。これの善良な納税者の方と比べて、いわゆる滞納者、この徴収率が県で一番悪いと、県内で。ということをお指摘されました。

ですから、これについてやはり22年までは今市長言われました、いろんなことで削減をしていくと、国の交付税も含めて。ところが、内輸の問題がこういうことで県内で徴収率が一番悪いと、このことについて、やはり何とか嬉野市になった途端に徴収率が一番悪いと、今まで当議会においても、私も含めて何人かは収納対策については御議論ありましたけれども、これには私もびっくりしたわけですね。ですから、削減は削減でせにやいかんと思うんです。ただし、入ってくるべきものですね、やっぱり早い話がまだその集めきらんと、収納しきらんと、それが率が県内一番と、これについては、私は行政として、あるいは担当も含めてこれは何らかの今までとは違った方法をしていかないと、今市長がおっしゃったこれから先の財政プランも私は成り立っていかないと思うんです。

ですから、この県内一悪い徴収率、これについてのいわゆるこれからの違った徴収の仕方の施策、これを市長なり担当課より具体的に御答弁を願いたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

歳出の削減ももちろんでございますけれども、歳入の促進というのは当然でございます、日々努力をしておるところでございます、税のいわゆる督促、納入ということにつきましても、日ごろ努力をいたしております。

議員御承知のように、先般の監査委員の御発言にありましたように、いわゆる特殊な例で高額滞納が発生しているということでございまして、私どももその情報につきましては、十分承知をしておるわけでございます、あらゆる法的な手続をとって行っております。

また、日ごろの徴収につきましても、差し押さえ等も行っておりまして、立入調査等も行ってあります。そういう点では、県内の自治体では歳入督促につきましても、厳しくやっている自治体であるというふうに私自身は承知をいたしております。しかしながら、実際その

収納率になりますと、数件の高額滞納が率を上げるわけでございまして、その点では残念な結果になっております。しかしながら、結果は結果として今まで以上の法的な手続等もしっかりとって、努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

これは、市長ぜひ特殊な事情等々あることも若干わかりはします。しかし、やはり嬉野市住民の皆さんが一生懸命納税をやっておられる方が九十数%おられるわけです。その辺も含めて、市長先頭になって担当課も含めて、私はここにおられるこの執行部の皆さん方も知恵を出し合ってこれをやっていただきたい、これはほかの水道会計等々についても一緒でございます。これは、なるべく入るべきものはとにかく確実に少しでも入っていくように、そうしないと交付税はどうなるかわからん、しかし、計画は削減を目標にしておるという整合性をどこでとるのかというのが非常にわかりにくうございますので、ぜひひとつ御努力をお願いしてこの質問は終わります。

議長、続けてよろしゅうございますか。

○議長（山口 要君）

はい、どうぞ。

○16番（副島敏之君）

それでは、最後になりますが、ちょっとだけ触れましたが、いわゆる企業誘致について質問をいたします。

これについては、今議会においては1,500千円の補正予算をつけておられるわけでございます。最初の総務部長の説明においては、土地、西山地区、それから中通地区やったですか、その土地の調査ということでございましたが、副市長その辺をもうちょっと詳しく面積、それから、西山地区ともういっちょは中通地区やったですかいな、ごめんなさい。その辺がわかればちょっとだけ。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

お答えいたします。

今、冒頭総務部長が予算の中での説明で西山地区と中通地区ということで申し上げたと思います。

まず、西山地区につきましては、大体大方の面積でございますけれども、西山が7ヘクタール、それで中通地区でございますが、中通地区が11ヘクタールの面積でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

場所についてはわかりました。

では、前回市長より副市長を中心に進めておるということでございましたが、あのときは、現在ある企業誘致に対して、もうちょっと大きくなれんかなというふうな等々の御相談をしましたという御答弁をいただきました。せっかくそういうふうに関今年予算を組んでやられておりますが、その会社そのものの訪問なり、先ほど市長から県のほうに1名派遣しておるということでございましたので、その辺の今わかる範囲内の会社のキャッチの仕方、状況についてわかれば教えていただきたい。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

企業訪問等のわかる範囲内ということですが、これは先ほど市長の答弁にもありましたように、県の企業立地課と連絡を密にいたしておりまして、その情報をいただいております。現に企業訪問と言いましても、やはり当市に受け皿があつての企業訪問であるというふうには私は考えておりますので、いざ来るとなった場合にそれから用地を造成しよつてはとても間に合わないというようなことから、いろいろな情報を、そのような情報を今県からいただいておりますという状況でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

これで一応最後にしたいと思います。この企業誘致については今副市長も言われたように、やはり受け皿があつて、それから、相手の会社の来るリミットですね、そういうのと合致せんといかんわけですが、これはせっかく今年予算をつけてやろうという意思表示が出たわけですから、これは早急に県と話し合いながら、用地を確保しながら、その後ずっと会社等々は、やっぱり市長先頭になってやっていただきたいなど。

今こちらの田舎のほうでは、会社はなかなか不景気でございますが、テレビでもしょっちゅう言っていますように、格差がどんどんどんどん、やっぱりいいところはいいんですよ、めちゃめちゃ。ですから、今度伊万里に来たとも自動車関連が非常に多うございます。それから、IT関係は無論でございます。ですから、その辺を市長、どうか市長、副市長も含めて、それから企画を含めて、とにかく1年でも早く企業ができることを強く要望して、最後に市長に決意のほどをお答えをお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

企業誘致につきましては、今回予算をお願いしたところでございまして、このことにつきましては、今副市長がお話をしたとおりでございますので、これについては御審議をお願いしたいと思います。

ただ、企業誘致の適地につきましては、いわゆる市内各地区を調査いたしております。そういう中で、地権者の方とか、いろんな形のお話等も承ったこともあるわけございまして、やっぱり今来るのは、まず適地があってこそその話だということで進めておりますけれども、その適地につきましても、新設の適地でありますし、また空き工場とか、空きスペースがあれば、そこに進出をしてくると、また、空き建物等もすべてリストアップをして行ってほしいというふうなことでございます。そういう点で、私どもそういうのを進めて行きたいと思っておりますし、また、今回職員を派遣いたしましたのは、じゃそういうものを何を基準に収集をしていったらいいのか、情報を整理していったらいいのかと、そういうところの知識が私どもにとってはまだ不足しておりましたので、県に派遣をして、そういう基本的なところをしっかりと踏まえないと企業に直接私ども行くわけでございますけれども、行って対応ができないというふうなことではどうしようもありませんので、そこら辺についても人的にも充実をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

これで16番副島敏之議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで午後1時5分まで休憩をいたします。

午後0時6分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

11番神近勝彦議員の発言を許します。

○11番（神近勝彦君）

議席番号11番、神近でございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問を行いたいと思います。

私は今回、5つの問題を提言したいと思います。まず最初に、来年度からの嘱託・臨時職員の雇用形態について、それから、施設利用の受け付け、また、管財課の設立について壇上から質問したいと思います。あとの3点については、質問席にて行います。

まず最初に、来年度からの嘱託・臨時職員の雇用については、平成20年度から雇用を行わ

ないと聞いております。現在の行政業務の中で、嘱託並びに臨時職員の占める割合はかなり大きなものがあります。一般事務補から、また、技能職までと幅広いものがございませう。ただ、週の勤務の制限や雇用期間の限定など、大きな制約があるのも事実であります。この制約や、また、制限にかからないために、業務委託や派遣職員の利用、または指定管理者への移行など、その業務に合った制度の利用を現在行われておりますし、必要であると思っております。

嬉野市におきまして、特殊性のある職種とは何でしょうか。1つに、学校給食センターの調理師、また、学校の用務員、そして、各公園、施設並びにその維持管理を行う職員ではないでしょうか。

給食センターの調理は、嬉野市におきましてはセンター方式のため1日2,000食以上をつくっております。また、学校用務員は学校内の事務的補助から施設の維持補修まで行っております。みゆき公園を初めとする嬉野市全域の各施設の維持管理、または都市公園など、この毎日の手入れによって、現在、長年老朽化されていると言われながらも使用できるのではないのでしょうか。そういう中で、来年度からの嘱託・臨時職員制度廃止に伴う各施設の業務、あるいは維持管理についてはどのように行うのか、伺いたいと思っております。

次2点目、施設利用の受け付けと管財課の設立について、お伺いいたします。

嬉野市の施設を利用するためには、各施設を管理している課か、あるいは総務課で受け付けを行っておりますが、施設によっては本庁、あるいは総合支所に行ったりと大変であります。現在は本庁内、あるいは総合支所内、あるいは本庁、総合支所、これはパソコンによるオンライン化によって、すべての情報が共有できるものと考えます。本庁並びに支所窓口におきまして、受け付けが行えるようすべきではないのでしょうか。特に塩田中学校の教室棟が耐震診断によりまして使用できなくなり、中央公民館が臨時の教室となっております今、塩田地区の方々が嬉野地区の施設を利用しやすくするためにも、このようなことが必要であると考えます。

また、以前の議会でも提言しておりました、施設は管理から維持補修まですべてを管財で行うべきではないかと。現在の財政課にあります管財係、これでは現在の施設、あるいは公園等の管理はできません。独立した管財課が必要と思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

11番神近勝彦議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

1点目が、来年度からの嘱託・臨時職員の雇用形態について、2点目が施設利用の受け付け、管財課の設立についてということでございます。

まず1点目について、お答え申し上げます。

現在、採用いたしております嘱託制度につきましては、正職員の不足状態の職場に嘱託職員を配置しておりますが、期限を限定しての嬉野市の取扱要綱により、新しく対応したいと考えております。以前の採用の経緯がございまして、長期に継続して勤務しておられる方がいらっしゃいますので、合併後の嬉野市の取扱要綱で、嘱託職員の部分についても取り扱いを規定いたしたところがございますので、そのようなことで今後取り扱いをしたいということでございます。

今後は、学校給食調理や、また用務員、施設管理などの現業職場につきましては、民間への業務委託や人材派遣からの受け入れ、指定管理者など、議員御発言のような業務に適した雇用形態を、年内をめどに検討していきたいと思っております。

また、来年度以降の嘱託・臨時職員の採用につきましては、職員の配置の不足を補う形での採用にとどめたいと考えているところでございます。

また教育関係につきましては、追加がございましたら教育長のほうからもお答え申し上げます。

2点目の施設利用の受け付け、管財課の設立についてということでございます。

以前の議会で御発言いただきましたように、一括して申し込みを受け、貸し出し、収納などの管理する方法を目指しております。引き続き研究をしてみたいと思っております。

現在ホームページなどを活用することにより、一括して予約状況を把握したり、申請用紙のダウンロードについて検討を行っております。課題といたしましては、予約して未使用時の料金の返還の問題や複数予約の順位の確定などに課題を残しておりますので、引き続き実現に向け、努力いたします。

また、管財課の設置につきましては、今後より効率的に一元管理できるようにするためには、管財課の設置が必要と考えますので、引き続き研究をしてみたいと思っております。

以上で神近勝彦議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

嘱託職員、臨時職員の雇用形態について、お答えを申し上げます。

合併協議に基づきまして、平成20年3月31日をもって現在の嘱託、臨時職員の雇用制度を見直すことで確認されておりますが、学校給食センターの業務につきましては、児童・生徒への給食の提供という食の安全・安心が求められる観点から、給食調理業務に携わる職員は現場の調理に関する実務や実技及び経験等が必要でございます。安易に人を変えて給食業務ができるのか懸念されているところでございます。したがって、給食の提供業務のすべてに支障を来さないように、民間業者等への調理の業務の一部を委託して、現在の職員を引き続き雇用していただくように協議していきたいと考えております。

また、学校用務員については、市内11の学校で嘱託職員、臨時職員等で対応しておりますが、特に子供たちと直接に接する機会が多く、教育の一翼を担っていただく職種でございます。また、学校内の管理業務など、業務内容が特殊なことから、今後は継続雇用の方向で雇用していただくように協議していきたいと考えております。

公園管理等の施設管理につきましては、施設全体の一括管理が効率的であり、あわせて民間業者への委託が望ましいのではないかと考えております。つきましては、今後の嘱託、臨時職員の取り扱いについては、各部局全体的な課題であり、合理的かつ効率的で迅速な教育行政業務の遂行が図られるよう検討していかねばならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

市長にまずお尋ねをしたいんですが、一般的な事務の嘱託、あるいは臨時職員ですね。これは新しい取扱規則によって、来年度から運用していきたいということですが、どのような内容で行う予定ですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

内容につきましては、嘱託、臨時あるわけでございますけれども、一応取扱要綱で雇用期間につきましては、一応3年を限度とするということでございますので、嘱託制度で採用する場合は3年を限度ということでございます。

そしてまた、臨時職員につきましては、雇用期間につきましては原則半年でございますけれども、最長1年までということございまして、そしてまた、直近の雇用満了があるわけでございますけれども、それからやはり1年を経過しないと、再び雇用しないというふうなことで要綱として定めておりますので、それに従って取り扱いをさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今、御答弁いただきました。嘱託については3年間、臨時職員については1年間、これは現在の規則に明記されております。そういう中で運用されるのは、私は別に問題はないと思

いますが、これはあくまでも私の聞いた話によると、現在おられる嘱託、あるいは臨時職員は、極端に言えば一回すべてが解雇になるというふうなお話を聞いたわけですね。それから新たな嘱託、あるいは臨時職員の雇用があるというふうなお話を聞いた経緯があるものですから、このあたりの真意についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在の嘱託職員につきましては、これは合併の協議経過もございまして、旧嬉野町の場合で3年、5年という方もいらっしゃいました。私が就任する以前が、災害対策とかございまして、期間が決定していない方もおられましたので、そういうこともございまして、合併の際に期間を決めてやろうということで、そういうことで今お話し申し上げましたように、いわゆる20年の3月について雇用を完了しますということで御説明を申し上げているというところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

ということであれば、20年3月の時点で現在そういうふうな現在の嘱託員さん、あるいは臨時職員さんはすべて解雇されるというふうに私はとるわけですね。そういう流れじゃないのかなという気はするわけですが、仮に、今後の方針として、このまま嘱託、あるいは臨時職員の雇用形態が続くのか、あるいは一部派遣職員という雇用体系が出ているわけですが、このあたりを推し進められる予定なのか、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

職種によってですね、職種といいますか、従事していただく仕事の内容、部署によって、それぞれ中身が違ってくるとは思いますけれども、具体的にこの専門職その他が必要な場合につきましては、やはり経験のある職員が、いわゆる業務委託というふうな形で入っていただくのではないかなというふうに考えております。

また、嘱託となりますと、先ほどお話ししましたように、やはり期間がある程度必要な職務については嘱託制度という形をお願いをします。その他一般的な事務等につきましては、

短期でお願いする場合は臨時でお願いするということになりますので、どれがどうこうということはまだ詰めておりませんが、一般的に、専門的に特殊などといいますか、ある程度の知識を持ってお願いする場合は、やはり業務委託という形でお願いをしていくという形になるんじゃないかなと予想しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

一般的な事務については、今、市長のほうからお伺いしたわけですが、特殊な職種ですね。特に学校給食センターの調理師、このあたりについて、先ほど教育長のほうからは、子供たちの安全・安心のために支障を来さないように、現在の職員、臨時の方、あるいは嘱託の方の、まず雇用の継続をお願いしていきたいという御答弁だったわけですが、この後については総務部長のほうがいいのかなと思いますが、学校給食の調理師についても、このあたりが多分、かなり変わってくるんじゃないかなという気はするわけですが、先ほど教育長の御答弁があったように、やはり安全・安心な食材を子供たちに毎日提供しなければいけないと。そういう中で、簡単にこれが民間委託にできるとは私は思えないわけですね。やはりそのセンターの器具、あるいは施設、いろんな問題があって、ぱっと来た人がすぐ順応できるかと、そういう問題があるわけですよ。だから、雇用形態が変わるというのは理解はするものの、来年4月以降についてどういうお考えを持っていらっしゃるのか、その点をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

今、市長が申し上げましたとおり、合併前の年限のない嘱託職員さん等につきましては、一応20年の3月にそういう形で一遍職を解くということで協議がなされております。

ただ、新市になりましてから雇用されました嘱託員さんたちにつきましては、当然3年間の期限がございますので、その件は当然そういう資格があられば継続をすべきだと思います。

ただ、今申されました給食センターの業務につきましても、すべて民間委託がいいのか、果たして今みたいな形がいいのか、これについては今年度になりましてから、そういう方を抱えておられる各職場から意見をとっております。それをあわせまして、この職場はどの形でいくのかというのは早急に検討をさせていただこうということで考えております。

それで、はっきり申し上げますと、この議会が終わりましてから来年に向けた、どのよう

な職場ではどのような形がいいのかというのを早急に検討させていただきたいと思っておりますので。まだ明確な方針は出ておりませんが、このような方針で臨みたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

特に今のところ学校給食センターを課題にしているわけですが、やはり安心・安全を考えた場合はですね、民間委託という言葉はいいんですよね。でも、本当にそれをころっと変えることができるのかという課題があるわけですね。ですから、そのあたり議会が終わり次第、10月以降検討するということですが、要は、あと残り半年しかないわけですね。その半年の中でも、やはりどうするのかというのは前もってわからなければいけないわけですね。できれば、ことしいっぱい、12月いっぱい、あるいは1月の中旬ぐらいまでにある程度方針を出さなければ、来年度の予算編成にも響きますし、一つの施策の方向性というのは出てこないと思うわけですよ。だから、その点は早目に御検討をしていただきたいと思っております。特に塩田の学校給食センターは嘱託員さんだけなんですよね、13名さん。嬉野は嘱託は4人さんで、たしか臨時の方が13人だったかと思うんですが、特に塩田のセンターのほうが、かなり厳しい状況じゃないかなという気がするわけですよ。その後に教育長ですよ、総務課と10月以降、十分検討されるということですので、その点について、先ほどは継続的な雇用の方向で検討をしていただければという希望的な御答弁だったわけですが、その点についてももう一度お尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

もう一度ということですので、今、総務部長のほうから話がありましたように、この議会終了後に詰めていくということですので、先ほど私がお答えいたしましたように、そのことを主軸に据えて安心・安全の、特に食づくりというのはですね、やはり技能と、いわゆる熟練といいましょうか、そういうものが必要であるという認識をしておりますので、特にお願いをしまいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

学校の用務員さん、あるいは事務補についてちょっとお聞きをしたいわけなんです、先

ほど教育長のほうからも、この用務員さんあたりは、やはり子供たちとの一つの触れ合いとか、あるいは教育上の観点からかなり必要だと。また、施設の維持管理、あるいは補修についても、かなり重要な位置にあるということをお答えをいただいたわけです。

市長にお伺いをしたいんですが、この学校の用務員制度、これも嘱託、あるいは臨時というふうにはばらつきがあるわけですね。用務員の中でも嘱託制をとって雇用されているのは五町田、嬉野、轟、大草野、これの4校なんですね。あと臨時が五町田、久間、大野原、吉田ですか、これも4校というふうな形になっているわけですよ。これについても、やはり雇用形態の今までの不確実さというもので多分見直しをされるんじゃないかなという気はするわけですが、これについて教育長としては、できれば継続的な雇用が望ましいのではないかなというふうな御答弁をいただいたわけですが、市長としてはどうお考えですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

学校用務員さんにつきましては少し歴史的な課題がございまして、議員御承知のように、以前は正職員ということで取り扱いがなされておった学校もございまして、それが退職と同時に、どのようなことをするのかということも検討されたんじゃないかなと思いますけれども、臨時で暫定的に採用されたところと、それから、以前から嘱託員という形で継続的にお願いをしてきたところそれぞれありまして、今お話しのように、正職員では今いらっしゃらないと思いますけれども、臨時と、それから嘱託での切りかえというふうになったと思っております。

それで、原則的には一応短期での採用ということで今取り組みがなされておるところでございまして、嘱託員につきましても一応臨時でというふうな方向としては考えておるところでございまして。

しかしながら、以前の教育関係の方のお話等も承っておりますと、先生は先生、また、用務員さんは用務員さんの立場で子供たちの立場になって、いろいろ動いていただくというふうなこともありまして、非常に親しみのある用務員さんがいいというふうな意見もあるわけございまして、そこらのことも踏まえて、今後検討もしていければというふうな考えております。

しかしながら、嘱託制度でありましても、3年を限度といたしておるところでございまして、いずれ切りかえは必要だろうというふうな考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

どっちにしろ制度上は、やっぱり嘱託が3年間、臨時が1年間という制約があるわけですね。いずれ切りかえが必要であるというものに対しては、私も理解をするわけなんですけど、やはりこの中で一つの形態として、また派遣という一つの職種が今生まれつつあるわけですね、この嬉野市庁舎の中でも。こういうときに、今のところ派遣会社というのは、たしか民間的なところをお願いをされていると思うんですが、たしか嬉野保育所の保育士さんですか、このあたりが多分今派遣の方になっているんじゃないかなというふうに思うんですが、このあたりの派遣会社の考え方は、やはり民間に頼むべきなのか、それとも、やはり嬉野市が第三セクター的な考えを持って、1つの人材派遣会社を設立するのか、あるいは助成会という1つの組織があるわけですが、助成会をお願いをして派遣会社という1つの業務として新たにつくっていただくようにすることができるのか。

現在の臨時、あるいは嘱託、派遣含めて先ほど資料をいただいたんですが、全部で約150名の方がいらっしゃるわけですよ。極端な言い方は、正職員さんが約250名、合わせれば約400名、嬉野市唯一の大企業なんですよ。民間の方もいらっしゃいますけれども、やはり大企業なんですよ。そういう中の一つの——若い方と言うたら語弊ですけども、やはり一つの就職口という取り扱いも必要じゃないかなという気がする中で、こういうふうな人材派遣会社の設立というものについて市長はどうお考えをお持ちなのか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言のようなことも以前、検討をいたしたこともあるわけでございまして、人自体を確保して、それぞれの職種に派遣をしていただく手法もありますし、また、業務自体を受けていただくということもあると思います。そういうことで、大きく言いますと、しかし、実際今行われておりますのは、業務委託と人材の派遣ということでございまして、派遣会社を使っておりますけれども、メリットといたしましては、派遣につきましては、派遣する職種を決定しておりますので、その派遣会社の方が退職された場合には引き続きまた新しい方を派遣していただくと。それについては私ども当然、人物等の面接等はさせていただきますけれども、派遣会社のほうから同じ職場の職種について、安心して派遣をしていただくというメリットがあるわけでございます。

ただ、職種自体につきましては、例えば、お答えしましたように、公園管理あたりを一括して民間会社に委託をするという方法もあると思いますので、そこらについては研究もしていきたいと思っております。

ただ、残念ながら今市内では人材派遣を専門的にしていただくところがございませんので、

そういうところがありましたら、私どもとしては一つの派遣のお願い先としては非常にいい形をお願いできるのではないかなというふうに思っております。もちろん競争して採用させていただくわけですが、今のところ市内にはそういうところが余り見当たりませんので、そういうのも将来的には市内にも必要な企業であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

先ほど申し上げたように、一つの大きな企業なんですから、やはり嬉野市内の雇用が大事だろうと。大手さんの人材派遣会社に委託されることも私は一つの方策だと思うんですが、これがやはり人材がないということで、市外、あるいは県外からの派遣となれば、結局また形態は変わってくるんじゃないかなという危惧をするわけですよ。今多分執行部としては派遣会社をお願いするときは、なるべく市内在住の方という条件をつけられての派遣だと思うんですが、これがいつまで守られるのかという、やはり懸念もあるわけですね。ですから、できれば第三セクター、あるいは助成会、このあたりとの協議を行って、やはり派遣会社の設立というものは私は急務であると思うわけですね。このあたりについては再度研究をしていただいて、早期な会社設立というものを考えていただきたいと思います。

時間がずうっと進んでまいりますので、もう1つ、公園管理のほうをいきたいと思うんですが、先ほどから業務委託のほうに向かいたいというふうな御答弁ですよ。現在のところ、とりあえずみゆき公園でいけば、みゆき公園の嘱託、あるいは臨時の雇用金額というのが年間8,560千円ほど、都市公園が5,240千円ほど、合わせまして13,800千円ほどですか、という人件費がかかっているわけですね。しかし、これによって、都市公園、あるいはみゆき公園の日々の管理ができていますよ。この夏行われました高校総体、これが結局会場にいられて、県外のお客さんの中には、みゆき公園のすばらしさというものにやはり絶賛をいただきましたけれども、これも結局、臨時、あるいは嘱託員さんたちの日々の努力のたまものだと私は感じるわけですよ。ただ、これを業務委託されることに関して私も別に異議はないんですが、このような日々の管理が業務委託したときにできるのかと、そういう疑問点を持つわけですが、このあたりについてはいかがお考えですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

みゆき公園等の管理についてでございますけれども、今回の高校総体の評価につきまして

は、議員御発言のとおりでございまして、担当していただいた係の方に心からお礼を申し上げたいと思います。

そういうことで、みゆき公園ができてから相当年月がたつわけでございますけれども、今までしっかり管理をしまいりましたので、今後につきましても、できる限り今まで以上の管理をしなくてはならないというふうに考えております。それで、日々の管理と、それから庭園木等につきましてもは専門業者を入れ、そしてまた、一部につきましてもは福祉施設等の皆さん方のお手伝いをしながら整備をしておるところでございます。それで、専門業者等につきましてもは、専門的な剪定等を行われるわけでございますので、これは継続的にいきたいと思いますし、また、福祉関係につきましても、以前除草剤の課題もございまして、手でもって除草をしようということから導入したわけでございます、それも継続していきたいと思います。

それで、日々今お願いしております、数字で言いますと8,560千円近くの予算につきましては一応確保しながら、それで業務委託をできる分につきましては探していきたいというふうに思っております。

ただ、条件といたしましては、今の管理状況と変わらない形で継続できるということをしなくて、やはり議員御発言のように、せっかく管理をしまいましたが、委託した途端に管理状態が悪くなったということではいけませんので、そこらは十分考慮しながら委託先を探していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

これについては、このあたりでやめたいと思うんですが、最後に一言ですね、業務委託されることは一つの今の形態としては理解をしますが、例として水道事業が18年度と19年度を比較した場合、どうしても業務委託のほうが高いわけなんですよね。そのあたりを踏まえて、結局、嘱託、あるいは臨時の職員さんたちを雇用することによって、いろんな部署に暇があるときと言うたら語弊がありますが、何か忙しい部署にちょっと1時間とか、あるいは2時間とかという、ちょっとした雇用の移動はできるわけですよね、全体をグループと考えてですよ。部署的なグループじゃなくて、全体をグループと考えたときには移動は可能なわけですよ。そのあたりまで含めて、やはりこのあたりの考え方をやっていただきたいなと思います。

施設利用については、先ほど市長のほうもホームページから用紙の取り出しとか言われましてけれども、なかなかそのあたり難しいと思うんですよ。インターネットがすべての世帯につながっているわけじゃない。すべての世帯が結局パソコンを持っているわけでもないわ

けです。やはりこのあたりが全部窓口でできれば、かなり皆さん便利だと思うんですよ。やはり今パソコン、先ほど言ったようにオンライン化できているので、重複化ということも懸念されましたけれども、チェックは可能だと思うんですが、このあたりは総務部長のほうかわかるんですか、総務課長のほうかわかるんですかね。それとも、財政課長のほうかわかるんですかね。このあたりのですね、結局パソコンによる重複の可能性というのが起きるのか、その点いかがですか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

この施設の申し込み等の管理につきましては、今の形ですべて、窓口にお見えいただければ、今議員おっしゃったようなことができるかと思えますけれども、ただインターネット等で取り上げたときに、非常に管理が複雑になってくるんじゃないかならうかと思えます。と申しますのは、やっぱりさきに申し込まれて、それが本当に利用されるかどうかというのが非常に懸念がございまして、とりあえず押さえておこうというような形が出てきたときに果たしてお客様のためになるかどうかということですね。その辺のことが非常に問題になるかと思えます。

それと、今の窓口であれば、どこでも仮に施設の管理はずっと違っておりますけど、一元化にまだいたしておりませんが、できるとすれば可能ですけれども、今の形で行いますと、果たしてその課の部署じゃないところの分を一緒にできるかというのがひとつ非常にネックになるんじゃないかと思えますので、その辺今後検討を、当然それを導入するとなれば、今の状態での受け付け、申し込み等をするとすれば、非常に課題が大きいのではないかとということで想像いたします。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

支所長にお尋ねをしたいんですよ。支所のほうでも結局、体育館なんかを使用するときには窓口じゃないですよ。2階の総務課に上がってきて、用紙申し込みになっていますよね。だから、そのあたりが私は利用者として、下の窓口でできないものかと思うんですけども、そのあたり支所としてもどうなんですか、下の窓口ではできないんですかね、やはり2階の総務課じゃないとできないんですかね。

○議長（山口 要君）

嬉野支所長。

○嬉野総合支所長（森 育男君）

お答えをいたします。

今現在の公共施設の受け付け管理については、今総務課のほうで管理をいたしております。ただ、施設の維持管理については各課で対応しておりますけれども、その各施設の使用の申し込み等について1階の受付でできないかということでございますけれども、総体的な係から考えますと、今の総合の窓口のほうでこれも対処していくということになれば、人的な要因も関係してきますし、今の維持管理を含めて、今の現状では、その辺は十分な検討する余地はあると思いますけれども、状況としてはちょっと厳しい状況になるのではないかなと、そのように思っております。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今、支所長が言われた人的な配置が現在できていないからできないというのは、私は理由にならないと思うんですよ。何のために合併をしたのか。住民サービスは低下させないと、それが原点なんですよ。人材が不足しているから今総合窓口ではできないというのであれば、人間をふやせばいいんですよ。簡単なことなんですよ。だからこそ、窓口のほうでできるようにすることが私はこの合併の一つの方向性じゃないかな、原点じゃないかなと。やはり嬉野の人間が塩田の公民館を借りるのに塩田まで行く、そういうことがかなり不便なんです。せっかく支所があるなら、支所で結局塩田の公民館も借りるとか、塩田の方が本庁に来たら体育館が借りられる、あるいは公民館も文化センターも借りられる、そういう相互のサービス利用ができない限りは、全然この合併したメリットというのが出てこないわけですよ。研究をしますじゃなくて、これは私合併したときからですからもう1年半前から言っているんですよ。もう1年半前からこのことについては提議をしているわけですよ。それでも市長、あなたはまだ研究するとか、今後まだ課題として残っているという答弁は、私はちょっと信じられないなと。これはインターネットのどうのというのは、なかなか難しいと思いますよ。でも、受け付けの窓口を、お互いの本庁であれ支所であれ、両方ですることに関して、あと重複していないかどうかというのはパソコンで確認をするか、電話で確認をすればできることじゃないですか。それについてどうなんですか、市長。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言のとおりでございます。承知もいたしております。それで組織の課題があるときをお願いをしたわけでございますけれども、時期尚早というふうなこともございませ

て、冒頭お答えしましたように、引き続き検討をしていっているということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

あと半年の間にですね、できればあしたからでもと言いたいわけですがけれども、機構改革はそうそうできるものじゃございませんので、来年度、20年度からそのあたりが徹底してサービスができるように、窓口のやっぱり変革、あるいは改革、そのあたりもやっていただき、また、管財課の設立に向けてつくっていただきたい。こども課ができたんですから管財課ができないわけがない、私はそう思います。

3番目です。谷所地区の農排水事業についてお尋ねをしたいと思います。

谷所地区には現在、建設予定地の処理場が計画されております。また、鳥越地区から管路の布設工事が行われております。現在の進捗状況の中で、どういうふうな状況にあるのか、このあたりをお尋ねしたいと思います、いかがですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

谷所、五町田地区の進捗状況ということでございまして、お答え申し上げたいと思います。

この事業につきましては、おかげさまで平成18年に着工いたしまして、現在、管渠の布設工事等を進めておるところでございます。おかげさまで今計画に沿って推進ができておるところでございます、事業につきましては、6年で完成しなければならないとされておりますので、平成23年度には完成の予定でございます。工事の概要につきましては、旧塩田町によって長期に検討されておまして、合併後、早速着工をいたしたところでございます。現在、谷所地区で管渠の布設等も順調に行っておるところでございます。

また、処理の方法についてでございますけれども、いわゆる還元方法ということでございまして、コンポスト化、農地にいわゆる還元するという方法が基本でなければ事業として認められないという制度になっておるところでございますので、今回の布設につきましては、計画どおりコンポスト化を計画に入れて推進をしておるところでございます。

ただし、ほかの地区のものを処理するということにつきましては、地域の皆様の御了解がいただけた場合と、いただくことを前提として計画をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

他地区の処理については地元、新村地区の御同意がいただけた場合についてということですが、仮に同意が得られなかった場合は、そしたら他地区の処理はしないということになりますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

基本的なシステムにつきましては、コンポスト化でございますので、単独の五町田地区の処理につきましては、これはコンポスト化で行うということ自体が事業の趣旨でございますので、そのようなことで進めさせていただきたいと思っております。

また、ほかの地区の処理につきましては、先ほど申し上げましたように、ほかの地区の処理について地元の御同意が得られなかった場合につきましては、取り組みはできないというふうに思っておりますので、御同意がいただけるように努力をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

なかなかその施設、他地区からの持ち込みについて御同意をいただけないということで、かなり苦悩されているというふうなお話を聞いていたわけなんですよね。この間、同僚の西村議員からお聞きをしたところ、結局、一番最初の旧塩田町時代にコンポスト化を行うという御説明がなかったと、そういうことをお聞きしているわけですね。嬉野市になってから工事が着工したわけなんですけれども、当初計画の旧塩田町時代に、やはり説明がなかったということが現在の一つの混乱の要因ではなかったかという気がいたします。

先ほど同僚議員の西村議員のほうからお話を聞いた中で、結局、新村地区、あるいは三ヶ崎地区の方が現在の処理場建設地ではなくて、もう少し下流側であれば検討の余地があるというふうなことをおっしゃっていると。そういうふうなことをお聞きしているわけなんです。仮に処理場の計画予定地を変更することで地元の同意を得られることであれば、現在の建設予定地にはこだわらず、地元同意が得やすい他建設予定地ということを持っていくことも可能なかどうか、このあたりについてはいかがですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私が承知しております範囲では、いわゆるこの施設の建設自体については、資源循環型ということでございますので、その場で処理をします。そして、土の中に還元していくといたしますか、これについては地域の方も御了解いただいていると。それについては谷所、五町田地区の処理については御了解いただいているというふうに承っておるところでございます、そういうことでございますので、この処理場につきましても、既に以前御承知をいただいて、御内諾をいただいて、その他の手続等も進めておるところでございますので、現在の処理場の予定地で進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

そういうことでございますので、ほかの地区のものを持ち込んでの処理ということにつきまして、今のところ御了解をいただけるまでに至っていないという報告を承っておりますので、そういうことでありますならば、現在御了解いただいている範囲で進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。また冒頭申し上げましたように、今後もその処理について御了解いただくようお願いはしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今、市長の御答弁を聞くと、その建設予定地にこだわっていらっしゃる理由が私にはわからないわけですよ。今のままでいけば、結局、新村地区の方々はですね、三ヶ崎の方々もそうなんでしょうけれども、現在の計画であれば、他地域からの持ち込みは絶対反対だと。自分たちの五町田、谷所地区については、コンポスト化については賛成をすることなんですよね。ということであれば、小さい施設を結局、谷所地区につくる。そしたら、現在の塩田、馬場地区、久間地区、こういうところの処理ですね、これはコンポスト化はできないわけなんですよね。今までの旧態依然とした鹿島藤津の処理場に持っていかなければいけないという形になるわけですよ。それをコンポスト化しようとするれば、もう1つまた新たなコンポスト専門の処理場が必要になってくるわけですよ。多分、市長も御存じだと思うんですけども、小さな施設をいっぱいつくったら無駄だと、やはりコストは物すごくかかってくるんだということは多分御存じだと思います。それなら、なぜそこにこだわる必要があるのかなと。もし新村、三ヶ崎地区の方々が少しでも計画地を変更することによって同意が得られるのであればですよ、可能性として。私はそちらの検討も必要だと。今の建設予定地にこだわるんじゃなくて、地元の方々と今後また協議をしていって、他地区からの結局持ち込みを許可していただくために若干の変更というものは協議に値するという考えを持たなければ、私はうまくいかないと思いますが、いかがですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

当該の地区につきましては、これは旧塩田町のときから御了解いただいて、地権者の方も御内諾をいただいて、そして、今まで手続を進めておるところでございます、関連の手続等も既に取り組みを始めておるところでございます、そういう点で以前の決定の状況の中で進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

そういうことでございますので、今後の問題につきましては、1つはやはりこの持ち込みにつきましては御了解いただければいいわけでございますけれども、御了解いただければ、現在の状況の中で当該地区の処理について御了解いただいているわけでございますので、事業を進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

まち整備部長にお尋ねをします。

それでは、建設予定地が変更できない理由というのが何かあるのかなという気がするわけですが、土地の所有者に対して、あくまでも現在は建設予定地としてお願いをしたいというだけの説明なのか、それとも、用地買収にある程度内々の中で着手をして、何か内部的文書でもあるのか。結局はその建設箇所を破棄することによって、地権者に何か問題点が生じるのか、損害がですね、その点についてはいかがなんでしょうかね。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

ただいまの建設予定地につきましては、18年の1月1日に合併をいたしまして、それ以降、下水道課のほうで引き継いだ場所でございます、既に合併する以前に何か所か候補地を選定されて、いろいろな面から、あるいは管渠の布設の問題、あるいは処理水の循環の問題等も含めまして、今の現在地に落ちついたというふうなことで聞いておりましたので、私が引き受けましてから3回程度、用地の交渉にお願いに行っております。それまでに17年の12月ぐらいに現在地でいいかどうかというふうなことが3地区、新村、三ヶ崎、石垣の区長さん等で話し合われて、まずは第1候補の現在地に当たっていただいて、それでももしだめというようなことであれば、上下流の適地を探すというふうなことで話がなされているようでございましたので、まずはそこに我々が当たったということで、現在は取り決めはございませ

んけど、内諾をいただいております。

それと、今回19年度に用地関係の費用をお願いしているところでございますけど、これにつきましては、18年度で土地の鑑定評価、それから、それを約300千円程度、それから今年度になりましてからボーリング調査、約3,500千円程度ですけど、費用をかけております。その間、土地改良区の申請なり、あるいはその近辺に建設をするというふうなことで不特定多数の方の意見を聞くということで佐賀新聞にも掲載をいたしまして、昨年12月に説明会を開いたところでございます、それと農振地域でございましたので、農振地域の除外の申請も既に終えております。それと、今現在は土地収用法に係る事業認定というふうなことで手続をしておりまして、それが約半年ぐらいかかるというふうなことで、その後、その認定をいただきまして分筆測量なりということで正式な用地が確定いたしましたところで契約をお願いということでございますので、もし仮にこの用地を全く変更するというふうなことになるならば、平成23年度の完成にも支障を来すというふうなことで思っておりますので、市長から答弁がありましたように、他地区の例につきましては、地元の同意がいまだ得られておりませんので、今後最後まで努力をして、どうしても得られない場合につきましては、地元説明会の折にも1人たりとも反対者があれば持ってきませんというようなことで説明をしておりますので、一応今そういうふうな状況で進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今いろいろお話を聞いたわけですね。でも、ボーリング調査とか、そういうとに費用がかかったのはわかります。でも、あと農振除外にしる何にしる1年ぐらあればできるじゃないですか。何でも書類関係は1年あれば終わるんですよ。私はいろんな事業を個人的にやってきましたから、県の申請関係の期間というのも大体存じております。大体1年ぐらいで終わります。ですから、ここで無駄になってくるのは、ボーリング調査をした3,500千円ほどですか、それは多分無駄になると思いますが、あとについては、ある程度流用できるんじゃないかなという気がするわけですよ。

ただ、一番問題は、他地区からの持ち込みを反対されることによって、谷所、五町田地区だけの処理しかやらないということが問題なんです。結局、これをランニングコスト的に考えたときに、物すごく今度負担として将来の嬉野市に残ってくるわけなんです。一つの集約した施設をつくらなければ、今後嬉野市に負債が残ってくるんですよ。まだ久間地区の上久間地区あたりも、西山地区含めば、あのあたりも将来的に農排をするのかしないのかという論議が出てくるわけですよ。あるいは大草野地区も公共下水道につながればいいですけれども、つながないとなったときには、大草野地区の農排も出てくるわけですよ。だか

ら、今度つくるのであれば、塩田地区全体を考えたコンポスト化の施設をつくっていかなければ、将来、もう2年後、3年後には嬉野市は破綻するかもわからないと言っているような状況で、こんな無駄遣いをするべきじゃないんですよ。よく言うじゃないですか、後戻りすることも大事だと。ここで1歩、2歩、後戻りすることによって、新たに前に進むことによって、将来の嬉野市をつくる必要があるんじゃないですか。そのあたりを私は市長には再度御検討をさせていただいて、もう一度、地区の方々とお話ししていただき、地区の方々が仮にそこじゃなくて、ほかもうちょっと変わった地区であれば同意ができるというふうなお話が少しでもあれば、その物件を探す努力、そういう努力をしていただきたいと思います、再度お尋ねをします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど担当部長がお話ししたとおりでございまして、現在、既に話を進めておるところでございまして、これにつきましては、以前の塩田町時代からの経過もございまして、地権者の方もいろんなことを御配慮いただきながら御内諾をいただいているということは御理解いただきたいと思います。そういうこととございまして、私どもといたしましては、今お話ししたとおり、今のところ御同意はいただいておりますけれども、できる限り御同意いただくように、いろんな状況等も説明をしながら、地域の方の御理解をお願いしていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

これ以上、市長の前向きな答弁は出てまいりません。あくまでも固執している御答弁しかないわけですが、副市長はたしか当時の助役でもあったわけですよね。このあたりについて、コンポスト化ということについても全然説明がなかったわけなんですかね、当時は。いかがですか。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

ただいまの御質問にお答えします。

コンポスト化については、具体的には、ちょっとだけそういう話は聞いたことがございました。具体的に資源循環型ということでございまして、これはその分も含むのかなというよ

うな感じで私は思っておったわけでございまして、具体的に機械とか施設とかを見たということはございませんけれども、どういうものか、ちょっと私も想像がつかなかったわけですが、そういう話はちょっとだけは出ておったというふうに記憶いたしております。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

ここで建設予定地の地権者の皆様に損害賠償的な問題が必定的に出るとすれば、私はそこで支払ってでも将来のランニングコストを考えた場合は、すぐ取り戻せるという気がするわけですね。結局、小さな施設を1つも2つもつくるよりは大きな施設でやはり処理するのが一番ランニングコストもかからない、建設コストもかからない。これは今寺地区につくっている公共下水道、みずすまし、これが立証しているわけですよ、市長。その理論の中であなたは今寺地区に公共下水道の処理場を持ってきたんじゃないですか。だから、私はそういう市長の最初の理念を貫いていただくためには、やはり地元ともう一回お話をさせていただき、そこだけにこだわらず、いろんな地区を選定できる勇気も持っていただきたいと、そのように考えます。

今、メモが回ってきて、農振除外については、行政が行う場合は即座にできるというふうなことですので、農振除外とか土地計画法とかいろんな分野については、結局業者がやる以上は速やかな許可がおりるんですよ。ですから、そのあたりの申請について、このままでいったら2003年に間に合わない、そういうことはございません。私、それは明言できます。だから、近いうちにそのあたりの方向性をびしゃっと決めていただいて、将来の嬉野市に負担が残らないように、そのような計画をしていただきたいと思います。

次に移ります。県の地域振興についてに移りますが、この通告書に書いているように、結局、嬉野市としては県道の改修、あるいは河川、いろんな改良、あるいは改修について陳情をしてまいったわけですよ。これについては結局、大野原に行く大村嬉野線でありますとか、長谷地区の波佐見塩田線でありますとか、そして、国道になりますが、三坂地区から湯野田、不動山にかける県を通じた国交省へのお願いとか、ここ20年間いろんなお願いをしてきたわけですよ。

今年度、19年度上半期、これは太良町でたまたま企画を私知ったわけなんです、県の事業が太良町はどうなっているのかなと調べました。そしたら、私びっくりしたわけなんです。現在9月ですね、入札まではなっていないわけですが、入札予定まで含めた県の土木、あるいは農林含めた、発注予定、あるいは発注された事業が太良町が幾らで、嬉野市が幾らであるかというのは市長御存じでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

県の事業の取り扱い及び実績についてということでございまして、県道、河川など、県管理の整備その他につきましては、地域の要望や市事業との関連など点検いたしながら、随時協議をしておるところでございます。また、去年は合併して新嬉野市になりましたので、全体的な意見交換を行っております。緊急に対応していただくこともありますので、常に連絡をとり合っておるところでございます。事業量につきましては、長期的にとらえなくてはならないと思いますが、嬉野地区におきましては、平成18年度は420,000千円、太良地区におきましては510,000千円が予定されているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

ですよね。嬉野市の面積、人口、太良町の面積、人口を考えたときに、これは余りにも差があるんじゃないかなと思ったんですよ。嬉野市が420,000千円、太良町が510,000千円ですかね。現在の9月の上半期の累計でいくと、太良町は現在210,000千円、嬉野市がたしかまだ90,000千円ないんじゃないかなという気がするわけですよ。それだけ差があるわけなんですよね。これを私考えたときに、結局、太良町が、これは新幹線は関係ないのかもわかりませんが、地域振興策を結局出されたときに、反対されたのが一応賛成に回ったわけですよ。それによって県は地域振興を一生懸命やりますよと、そういう約束をされたわけなんですけれども、やはりそれがひとつ影響しているのかなという気が私は一瞬したんですよね。そういう感触を私は持ったんですが、市長としていかがですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

それぞれの地域の要望というのがあるわけございまして、先ほどお答えしましたように、全体的な要請の中でということでございますけれども、私が承知しております範囲では、太良町につきましては、いわゆる3けた国道の部分についての予算が集中をしておるところでございます——集中しているというのは語弊がありますが、3けた国道の分が入っているということでございますので、全体的には以前の嬉野の場合でも、やはりダムとかその他入りました場合には予算が大きくなるということもございまして、長期的に見ていかなければならないと思っております。

そういうことで、個々の案件につきましては十分承知しておりませんが、今回予算

的にはそういうことで国道付随の部分が多くなっているのかなというふうに予想しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今市長が言われたように、207号線沿いですね、特に道の駅というのを大々的に今太良町はPRしておるわけですよ。そのあたりの周辺整備を県は、やはり地域振興ということで大々的に今207号線の改良にどんどんどん公共工事として発注をされておるわけですね。ですから、あそこの道の駅周辺はかなり今変わりつつあるわけですよ。それが結局、一つの太良の顔ということでやられておるわけですよ。でも、嬉野地区をぱっと顧みたとき、今先ほどダムとかいろんなことをおっしゃいましたけど、もうそれは10年も前の話なんですよ。ある程度それは10年ぐらい前までは、いろんな皿山バイパス、それから横竹ダムというふうに、いろんな公共投資を県はしていただいたことは確かです。でも、それはそれとして大きなバイパス的なやつとか、大型事業はされていますけれども、周辺地域の結局大野原へ行く県道の改良なんてもうかれこれ10年近くまでならないにしても、それに近いぐらい陳情を毎年毎年されておるわけですよ。地権者のいろんな問題点もあって、動いていないというふうな点もあるのも事実ですが、なかなか一步前に進んでいかないという事実があるわけですよ。波佐見線にしても、長谷地区は期成会をつくって今要望されております。本当いつ事故があってもおかしくないようなところなんですよ。でも、やはりこのあたりも地域の振興ということ、あるいは地域の安全というものを考えれば、やはりもう少し県は考えていくべきじゃないかなと思うわけですよ。

後半のどういうふうな補正がつくかという期待もするわけですが、このままではちょっと嬉野市は太良に負け過ぎているんじゃないかな——負けていると言うたらちょっと語弊があるんですけども、何かこう、県に対する要請の仕方が下手なんじゃないかなという気がするわけですが、まち整備部長は今度新たに異動でなられたわけですが、新たに部長になられてから県の出張所である鹿島土木事務所、このあたりとの協議は行われたのか、行われていないのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

9月1日の辞令発令後、お尋ねの鹿島土木事務所との折衝はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

なんですよ。それは旧嬉野町時代からの悪弊なんですよ。まち整備部は県、あるいは国との強いパイプを持ってなくちゃいけないわけなんですよ。幾ら市長、あるいは副市長がですね、それは県のお偉いさん、知事とか土木部長とかとお話ししても、結局それはあくまでも表敬であって実務的なレベルじゃないんですよ。やはり部長就任されたなら、翌日ぐらには鹿島土木の所長にでも会って、こうやって今度新しく部長になった江口ですというふうな形で名刺を出して、嬉野市のいろんな要望、陳情物件を再度持っていくぐらいの、そういう気迫が私は欲しかったんですが、江口部長どうですか、この後議会が終わったら早速行ってみようという気になりますか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

確かに9月1日から発令をいたしまして、きょうで約2週間にもなりませんけど、12日間というふうな期間がたっております。議員御指摘のとおり、時間を割いてでも行くべきだったかなと反省をしておりますので、できるだけ早い機会に出向いて行って、いろいろ打ち合わせ等を行いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

そのあたりをですね、市長、私は今度異動になったときに各部長さん、あるいは各課長さんたちに十分そのあたりを徹底していただきたいと思うわけですね。支所の課長、あるいは本庁の課長も、やはりそのあたりを含めて県とのパイプ、あるいは国とのパイプを事務レベル、あるいは技術レベルにおいて物すごく強くしていただかなければ、やはり周辺部の地域振興はあり得ないんですよ。そのあたりを十分肝に銘じて、やはり今後はやっていただきたい。それは福祉関係でも何でも一緒なんですよ、農林関係でも。話はころっと変わって答弁要りませんけれども、それなら農林部長は行かれたことありますか、多分ないでしょう。ね。

結局そういうふうな形で、各部長さん、あるいは課長さんが新たに異動になったときは県の方向を向いて、自分になったから、今後自分が嬉野市の顔だからという、そういうプライドが持っていないんですよ。もっと自分たちもプライドを持って、嬉野市のセールスマンだという気持ちを持ってやっていただかないと、嬉野市の地域振興はあり得ないんですよ。そ

これは農林だろうが、教育であろうが、福祉であろうが、土木であろうが全部一緒なんですよ。そういう気持ちをここにいらっしゃる部長さん、課長さんには持っていただきたい、そう思います。今後、市長をトップに部長をセカンドに後半何とか嬉野が補正予算関係でもっといろんな整備ができるように努力をしていただきたいと、そのように思います。

最後、鍼灸治療への助成に移ります。

これについては、今回、議会のほうにも陳情として上がっておりました。これは佐賀県下ずっと見た限りはいろんな補助金の差、あるいは日数の差、あるいは対象者というふうにはばらつきが多いわけですね。その点について、できれば今後、後期高齢者医療制度が始まるわけですけれども、この中で、佐賀県が一つにまとまれば、一つの確約ができるんじゃないかなという気はするわけですが、市長、この件について後期高齢者医療制度の中で、どういうふうな取り組みが行われるのか、あるいは市長としてどういう提言をされるのか、お答えを願いたいと思うんですが。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

鍼灸治療の件でお話を申し上げたいと思います。

後期高齢者保健制度導入を前にして、さまざまな協議調整が今行われておるところでございます。鍼灸治療につきましては、県内各市町で取り扱いが違っております。国保で対応しておるところ、また、一般会計対応のところ、また、費用、それから対象年齢によってもさまざまでございます。議員御発言につきましては、私もかねがね同じ考えでございますが、後期高齢保健につきまして適用ということで強く言っているところでございますが、全国的にも例が少ないということで、事務局案としては採用しないという方向でございます。しかしながら、嬉野市といたしましては、採用について強く発言をしましてまいりました。しかしながら、ほかの市町では保険料との関連で慎重な意見が多数であったところでございます。今後、理事会などでも再度検討される方向になりましたので、発言は続けていきたいと考えておるところでございます。

もうしばらくしますと、また担当者会、そういうのも開催されるとなっておりますので、嬉野市としては引き続き態度を変えずに発言をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

市民生活部長のほうにお尋ねをしたいんですが、なかなか今市長が言われたように、結局、

国保であるとか、あるいは一般財源であるとかといういろいろばらつきがあるわけですね。支出の中で一般財源じゃなくて、結局国保で運営を今現在鍼灸の補助金ですよ、これについて大体どれぐらい、アバウトで結構です。どれぐらいありますか。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

県内の取り組み状況について、お答えをいたします。

今お尋ねの国保のほうを財源として行っているところは6市1町でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

では、残りは一般財源ということですね。対象は全市民とか全町民ということで多分そうなっているんじゃないかなという気がするわけですよ。それはそれとして、やはり75歳以上の後期高齢者医療制度のほうで一元化ができるということは、私は全国的に先進的な取り組みじゃないかなという気がするわけですよ。先ほど市長のほうで再度検討することになったということでお話をいただいたわけですが、事務レベルとして、このあたりの考え方、6市1町はですよ、やはり国保のほうをやられている6市1町ですよ。この6市1町は、この後期高齢医療制度で鍼灸治療の助成というものについて前向きなのか、それとも、そうでもないのか、そういう感触だけで結構ですが、いかがですか。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

先ほど市長のほうからもお答えをしたわけですが、一番最初は担当課長会議、あるいは市長会においても嬉野が最初から前向きで広域連合で取り組むようにということで話をしてきたわけです。それを受けて、今のところ前向きにお話をされているところは佐賀市さんとか多久市さん、2つの市だと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

現在、国保でやられている6市1町の足並みがまだそろっていないというのが一つの課題かなという気がするわけです。事務方のほうでも、この国保の6市1町のほうでもう一回御

検討をいただいて、なるべくなら6市1町が足並みをそろえることによって、後期高齢者医療制度の中で鍼灸助成の一本化、一体化というのができるんじゃないかなという気がするわけですね。そのあたりをちょっと、10月に多分また議会があるんじゃないかなという気がするわけですが、それまでに幾らかでもお話を固めていただければいいんじゃないかなという気がいたしております。

また、できれば相互利用の計画ということで、一応今回上げておりますが、このあたりが解決をしないことには、結局国保による各市町との相互の可能性がちょっと難しいのかなという気がするわけですね、鍼灸の助成については。ですから、まずは後期高齢化のほうを一本化すると。全国に先駆けて佐賀県がやるというふうな中で、市長並びに市民生活部長におかれては事務方のほうで取り組みをしていただきたいと思います。

ちょうどここでやめれば10分間休憩になると思いますので、これでやめたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山口 要君）

これで11番神近勝彦議員の一般質問を終わります。

一般質問の……（発言する者あり）はい。

暫時休憩します。

午後2時25分 休憩

午後2時28分 再開

○議長（山口 要君）

再開いたします。

神近勝彦議員の一般質問をこれで終わります。

ここで一般質問の議事の途中ですが、2時40分まで休憩をいたします。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問の議事を続けます。

18番西村信夫議員の発言を許します。

○18番（西村信夫君）

通告の順序に従いまして一般質問を行います。

今回は、大きく分けて3点質問を提出しております。まず、塩田中学校耐震診断結果について。それから、悪臭公害対策について。それから、先ほど神近議員が議論されました、同じく農業集落排水事業について。以上、順次質問をいたします。

去る8月18日、佐賀県耐震性能判定委員会は、大地震が起きた場合の安全度を判定する耐震診断の結果、塩田中学校の校舎等が耐震基準を下回っている判定結果が出されました。具

体的には、震度6以上の地震が発生をした場合、現況の塩田中学校は倒壊し、また、崩壊する危険性が高い診断結果であります。嬉野市は、耐震診断結果を受けて仮設校舎を運動場に設置する計画であるようですが、具体的にどのように計画されるのか、学校の耐震緊急対策を改めて伺いをいたしたいと思えます。

次に、嬉野市は9月定例議会に耐震化対策の補正予算44,000千円を計上されております。耐震対策の予算措置と財政計画をお尋ねしたいと思います。

それから、特に学校施設は多くの児童・生徒が1日の大半を過ごし、学習、生活する場であることから、安全・安心、快適な教育環境を確保することがまず最優先であります。耐震診断結果を受けて、教育環境の変化（生徒・保護者）に対する適切な対応をすべきと思うが、執行部の考えをお尋ねしたいと思います。

次に、悪臭公害対策についてお尋ねをいたします。

悪臭は感覚公害と呼ばれ、人体に対して感覚的、心理的な悪影響を与えることから、悪臭公害対策の解決は地域においては急務であります。嬉野市総合計画では、公害のない清潔感あふれるまちづくりを目指す計画であるようですが、市内の現状は果たしてどうでしょう。野外焼却や農畜産業から発生する悪臭への苦情が絶えず、行政として長年悪臭対策を放置され、解決に至っていないのが実態であります。宅地化が進む地域ではもちろんのこと、純農村地区においても悪臭公害対策抜きでは畜産業は成り立たなくなっております。嬉野市の農畜産業の振興を図る上でも抜本的な解決策を示すべきと思うが、地域の悪臭公害を行政はどう解決をしていくのか、市長の考えをお尋ねしたいと思います。

それから、農業集落排水事業についてお尋ねをいたします。

18年度から実施をされている五町田・谷所地区農業集落排水事業、事業計画は谷所地区から管路工事が進み、19年度に処理場の取得、23年供用開始という計画のようでございます。現在の事業の進捗状況、先般、神近議員の建設的な意見を引き継いで私も質問をしていきたいと思っております。それから、処理場の予定地について執行部の考え、あわせてお尋ねをいたしたいと思えます。

この場からはこれで終わります。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

18番西村信夫議員のお尋ねについて、お答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、塩田中耐震診断結果について、悪臭公害対策について、3点目が農業集落排水事業についてでございます。

まず1点目の、塩田中耐震診断結果等についてお答え申し上げます。

塩田中学校の耐震診断につきましては、予算をいただき進めてまいったところございま

す。県内から多くの施設について診断が出ておりましたので、判定が遅くなっておりました。8月18日の報告をいただいたところでございます。

全体的にはかなり厳しい診断結果であり、全部の建物が何らかの補強工事を必要とすることでございました。特に普通教室につきましては厳しい数値で、すぐ使用を休止せざるを得ないと判断いたしました。現在、9月1日からは1年生が公民館、2年生、3年生が特別教室や管理棟で学習していただいております。生徒の皆さんには御不便をおかけいたしております。また、中央公民館の2階が使用できませんので、市民の皆様にも御不便をおかけいたしております。早急にプレハブ校舎を建設する予定にいたしておりますので、数カ月の間は御理解をいただければと考えております。

プレハブ建設後は、次年度補助制度にのせていただき、緊急に補強工事を行います。現在の費用見込みにつきましては、4億円から5億円を見込んでおるところでございます。財政的にさまざまな影響が出てまいります、御了解をお願い申し上げたいと思います。

財政計画につきましては、補助事業への採択範囲と時期によりますので御説明ができませんが、耐震補強工事に対する国庫補助、また、それぞれの起債を組み合わせなければと考えておるところでございます。しかしながら、いずれにいたしましても起債を起します、できるだけ負担感が増加しないよう工夫が必要であると考えております。

次に、教育環境の変化につきましては教育長からお答え申し上げます。

次、2点目の悪臭公害についてお答え申し上げます。

最近、生活様式の多様化による一般ごみの廃棄による悪臭、産業形態の変化による悪臭につきましては、不法投棄を初めとする悪臭公害が増加していると言われております。原因者の責任において解決していただくよう指導をいたしております。

議員御発言の地域における公害につきましては、地域住民の立場に立って円満に解決していただければと考えております。市役所といたしましては、監督機関であります県西部家畜保健衛生所と連携をとりながら、防止への訴えを行ってまいります。

議員御発言の箇所につきましても、地域での集會に参加をいただきましたときにも御意見として強くいただいております。今回、佐賀市にございます集落排水処理場の処理液を利用して臭気を抑えることについて、現地に行っていただいております。利用してみようということで御理解いただいております。しばらく試験をしていただくようになりましたので、成果に期待をしております。

次に、農業集落排水事業についてでございます。

現在の進捗状況につきましては、当初計画どおり推進できております。管渠の敷設が進められておるところでございます。間もなく石垣地区などへの管渠の敷設を開始する予定でございます。平成23年には供用開始をいたしたいと考えております。本年度末には、管路では33%の進捗率を見込んでおります。

次に、処理場予定地につきましては、当初の計画どおり推進いたしてありまして、旧塩田町時代から慎重に検討していただき、処理場予定候補地に決定をされているところでございまして、地権者の御理解をお願いしてまいったところでございます。幸いにいたしまして御厚意で御理解いただいておりますので、必要な手続を進めておるところでございます。おかげさまで順調に行っておりますので、御理解いただいております地権者の方には御礼を申し上げたいと思います。当初の計画どおり、処理場につきましては変更することなく予定地に建設するというところで現在進めておるところでございます。

以上で西村信夫議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

塩田中学校の耐震緊急対策と、3番目の教育環境の変化に対する対応について、一括してお答え申し上げたいと思います。

耐震判断結果後の当面の対応といたしましては、既に御案内のとおりでございます。普通教室棟の1階部分がピロティー構造になっており、極めて危険性が高いという診断結果を踏まえ、生徒たちの安全確保が第一と考えております。

9月1日から普通教室棟を使用しないことが先決であると判断いたしてありまして、当分の間、緊急避難的に特別教室棟及び管理棟の一部と中央公民館の2階を代替教室として使用しているところであります。今回は、早急にプレハブ仮校舎の建設に取りかかり、全学年の教室を確保し、生徒の皆さん方が安心して授業を受けられるような環境づくりに万全を期していく所存でございます。

お答えが若干前後しますが、これまでの対応の経過を一部御報告申し上げたいと思います。

県の耐震審査委員会から8月18日に最終的な耐震結果の報告がある旨の情報を受けましたので、その前日の17日に緊急の教育委員会を開催いたしました。その際、最終的な耐震結果の報告と今後の対応について協議したところであります。また、21日の午後には塩田中学校の緊急の職員会議を開催いたしまして、耐震結果の報告と今後の対応について校長及び職員に説明を行いました。その際に、教育環境が変化するので配慮をすることもあわせてお願いをしているところでございます。

さらにまた、24日の19時30分から緊急の保護者会の招集をお願いいたしまして、耐震結果の報告と今後の対応について説明を行い、御理解と御協力をいただいたところであります。また、生徒さん方のほうへは8月29日の全校登校日の折に、これまでの経過と今後の対応について学校長から説明がなされております。

いずれにいたしましても、授業を受ける場所の変更が生じたわけでありまして、生徒さ

ん方への不安と動揺を与えないような環境づくりに最善を尽くすことが必要であると強く感じているところでございます。特に中央公民館に代替の教室を確保する事態になり、公民館利用の市民の方々には大変御負担と御迷惑をおかけしておりますが、どうか市民の皆様方の御理解と御協力を切にお願いいたします次第でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

再質問を行ってまいります。

まず、耐震診断結果について、先ほど市長から答弁ありましたけれども、子供たちの安全、まず最優先であるということで、しかも、また学校の施設においては、災害時に緊急に避難場所として確保されていく、この計画もなされております。そういうことで、18日の結果を受けて緊急的教室の移動等々が行われております。その件について、まず耐震結果を受けて、緊急、応急的な措置として行政としてどういうふうに取り扱っていったのか、その経過を具体的にお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

耐震結果が出まして、ただいまも申し上げましたけれども、学校側には全員協議会が終了しました午後に話をしております。そして、その際に、細かいところは、例えば塩田中学校の現存の教室でどれくらいの教室が収容できるのかということで、私と校長、職員、手分けをしましてチェックをいたしております。したがって、その中で、特別教室棟と一部2学級ですけれども、管理棟で2学年をお願いすると。それから、特別支援学級が2クラスございますので、そちらのほうも特別教室棟を間仕切りをして使用するということになりました。そこまでが限界であったわけですね。そして、あと1学年残る部分を別の場所ということで検討した結果、最終的に公民館のほうをお願いをするということにしたわけです。そして、大まかに1学年を公民館、2学年は学校でと。そして、最終的には学校をお願いをしまして、その学年の配置につきましては学校長、職員が協議をしまして、公民館のほうに1年生、それから2年、3年を特別教室棟と管理棟の一部ということになりました。特に3年生あたりに進学関係に支障にならないようにという配慮もいたしてございまして、実は3年の担任の教師が特別棟の教室を使う、理科でありますとか、美術でありますとか、こういう教師が担任が多くありましたので、いわゆる中央公民館のほうに持ってくれば、いわゆる一番遠いところから移動してこなくちゃならないということもありまして、いわゆる2年、3年を現在の特別教室棟と、それから管理棟の一部に置くというふうなことでしたわけです。

そのほか、いろいろなもろもろがございます。例えばトイレの問題がございます。トイレに関しましては普通教室に全部ついておりましたけれども、入ることができませんので、逆に特別棟にはトイレがありません。したがって、西側の相撲場のところに仮設のトイレを、水洗式を男女別に設けております。それから、手洗いがあります。手洗いは渡り廊下の部分に必ず設けております。それから、特別教室の1階あたりには金工室がございましたけれども、そういったところが非常に照明の関係上暗いということもありましたので、蛍光灯を特設するというふうなこともありましたし、カーテンを新しくつけるということもありましたし、管理棟の一部の教室でもそういうことをしております。いわゆる必要なところに必要な間仕切りをということで、これは教育委員会だけじゃなくて校長とあるいは担任あたりとの協議の上で、ここにこういうものを欲しいということまで詰めてお願いしているところでございます。

それで、最終的に一番問題になりましたのは給食の部分ですね、受ける部分です。給食の受ける部分は、普通教室の一番西側の外側にあります。したがって、この補強も、もし別に移動をして新設をするという見積もりをとりましたところが、やはり3,000千円を超えるという、しかも工期が1カ月ぐらいかかるという話もありまして、現在のところでいわゆるちょうど真ん中に当たりますので、現在のところで使用をしようということで申し合わせをして決めております。もし、何かあったときは事前に、すぐに避けられるのではないかなというようなことで、そういったことで、この給食については現普通教室の一番西側にある部分だけを使っていこうというようなことでしております。

小さいことですが、1年生の靴箱はこちらにありました教室のを外してきて、そしてこちらに、公民館前に設置をしておりますし、それから、学校は黒板あたりはホワイトボードではございません、どちらかというところとチョークを使って黒板をしますので、黒板は市内の学校から、ここ数カ月借りる、そして借用してということで、それぞれ取りに行って運び込んで、今活用しているところでございます。そういったことで、いわゆる教育環境に関しては学校現場の職員と十分配慮をしながらお願いをしているところでございます。

そして、1年生が公民館に入っておりますので、1年生の自転車置き場をこの庁舎の一番運動場側寄り、110台通学生がおりますので、そこにきちっと整理をして置いていただくということで、この庁舎を一方通行という形で市長部局にもお願いをいたしておいて、そういう形で対処をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

先ほど教育長の方から具体的な今までの経過等々を、そして代替教室までの説明をいただ

きましたけれども、まず教育環境の変化ということで、保護者も含めて子供たちの心配をされたと思いますけれども、県の判定診断結果のもとでこうならざるを得んやっただということ、これは17年度ぐらいから耐震診断の結果待ちをしていたわけですよ。その中でなかなか診断の結果が出ないということで、当初から恐らくこういう結果が出るだろうという判断のもとで計画的に進めておいたら、なおかつばたばたせんでよかったのではないかと。また、計画性がどうかというようなことで問われますので、このあたりは教訓にして、次は小学校、そして体育館等々の問題がやはり診断結果が出されますので、計画的な措置として講じておくべきじゃないかと私は思っております。

それから、自転車置き場なんですけど、通学路の変更ということになりますけれども、運動場側を閉鎖しているということで、自転車、通学時については自転車はそこを利用していくということで、市民の来庁者の自家用車等々がたくさん入りますので、そしてしかも地下1階のほうは見通しが悪いという状況の中で、まず子供たちの自転車通学に対する安全度、これをまず最優先して決定していくべきだと私は思っております。これは答弁要りません。そういうことで、ぜひお願いしたいと思っております。

次に、運動場に仮設校舎をということで、市長はこの間記者会見の席で申し上げておられましたけれども、設置はいつごろから設置がされるのかどうか、教育部局のほうでおわかりやったら、その点まで含めて説明をいただきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

お答えをいたします。

プレハブの設置の時期ということでございますけれども、今回、補正の中で予算をお願いしておりますけれども、グラウンドの管理棟側の一部に、校門側になりますけれどもプレハブの仮校舎を予定しております。平家建ての3棟ということで、それぞれ1年、2年、3年を充てるようにいたしております。面積的には1,500から1,600程度になるかと思っております。渡り廊下をつけて連携をしていくということでいたしております。

校舎の具体的な内容ですけれども、普通教室をそれぞれ4教室、12教室、それに特別支援教室を2教室、パソコン教室を1教室、それに相談室を1教室、それから教職員の待機室ということで、それぞれ1年生から3年生まで3室、合わせて19室、一応予定しております。それに給食の食材の受け入れ口を1部屋お願いするようにいたしております。計画としてはそういうふうに思っておりますけれども、具体的にはまだ今後学校側と、そしてまた業者が決まった段階で具体的にはまた煮詰める、変更はあり得るかと思っております。

時期につきましては、いろいろ予算的には4カ月分ということでお願いしておりますけれども、さきに市長が申し上げましたように、12月から大体3月ぐらいまでの一応仮設教室と

ということで、その後プレハブの校舎をつくっていくわけですが、できれば夏休みの期間中にプレハブについては建設をしていきながら、一応、例年学校施設の工事につきましては極力生徒たちの学校生活に支障がないように、夏休みの期間中に利用して行っているところですが、これはあくまでも見込みですが、普通教室から着工いたしまして、順次管理棟、特別教室、体育館施設ということで、夏休み期間を利用しながら短期間で、できるだけ短期間で工事が進捗するように計画をしていきたいというふうに考えております。(112ページで訂正)

以上でございます。

○議長(山口 要君)

西村議員。

○18番(西村信夫君)

運動場に仮設の設置関係については、夏休み期間中にと言われておりましたけれども、そのあたりは明確に求めます。

○議長(山口 要君)

教育次長。

○教育次長(桑原秋則君)

失礼しました。ただいまの私の答弁したのは、補強工事について説明をいたしましたけれども、プレハブにつきましては、いろいろ建築基準法の関係がございまして、前段の手続がかなり時間を要しますので、予算が通って業者が決定次第、早急に進めまして、できれば今年度、12月までのうちに建設はしていきたいと思っております。

以上でございます。失礼しました。(「夏休みというのはどういう意味、わからん」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 要君)

西村議員。

○18番(西村信夫君)

夏休みというのは、今訂正があったわけですが、夏休みについては補強工事というふうなことで解釈よかわけですね。——はい、そういうことで訂正の分を受けとめて、今年度内にプレハブを建設していくという方針ですね。

そしてまた次に入りますが、補強工事の進め方はいつからやられるのかというのが、夏休みじゅうと言われましたけれども、計画性があるのかどうか、補強工事に当たってどういうふうな計画が練られているのか、その点あわせてですね。そして、また補強工事をした場合、普通教室の構造耐震指標 I_s という数値がありますけれども、現在、普通教室は0.15とか0.10ですかね、ちょっとここにありますが、普通教室については耐震性は0.15、そしてまた0.16ということで、この基準値は0.6が基準なんですよね。0.3以下になったら崩壊、

あるいは倒壊する恐れがあるということで、この性能の基準値は明確にされております。だから、0.6以上なければ安心度が見込めないということのようですが、補強工事をした場合、今0.15ないしは0.16ですかね、この指数が、どれくらい補強工事をした場合、回復するのか、その点お尋ねします。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

先ほどの質問に対しまして、私の答弁が夏休み期間中云々ということを行いましたけれども、これはあくまで補強工事をする場合のそういうようなことで申し上げましたので、訂正をさせていただきます。

補強工事をした場合、御承知のように、普通教室につきましては1階の部分がピロティ一部分で0.16とか0.15とか、かなり低い耐震指標が出ておりますけれども、補強工事をして、これを佐賀県の判定委員会が0.7以上に補強工事をした場合、そういうふうに行っていくということでございますので、補強工事後は全体的にI s値というのは0.7以上の数値になるように補強の施しをしていきます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

数値は0.7以上になるだろうと言われておりますけれども、こう中学校を見れば、普通教室は先ほど申し上げたように非常に低いわけで、管理棟も0.24ですよ、そしてまた特別教室も0.30と、ぎりぎりの線なんですよね。そして、中学校は今先ほど前議員のほうも申し上げられたように39年ぐらい経過をして老朽化が進んでおりますので、補強工事をする、あわせて改修まで含めてお考えなのか。補強工事をして耐用年数が40年過ぎて、あと20年で耐用年数が終わるという中で補強工事をして、また改築となれば二重投資にならんだろうかと思っておりますけれども、そのあたりの総合的な判断はどのようになさっておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

総合的な判断ということでございますけれども、本年度、五町田小学校も予定しておりますし、久間小学校も予定しております。そういったことで、今後の動向もございますので、塩田中のみということではなかなか判断が厳しい状況がございます。そういった意味で、私ども教育委員会といたしましては、やはり市長部局のほうにはそこら辺も含めて総合的な形

での検討をしていただいて判断をしていただくということで、今後思っているところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

今後、総合的な判断をするということと言われましたけれども、小学校の校舎が、五町田小学校は昭和47年建築されて35年たちます。久間小学校が46年、34年たちますね。塩田が昭和44年建設されて38年、大草野が38年経過しております。塩田中学校が39年、大野原の学校が39年、非常に30年を超えた校舎がありますけれども、恐らく小学校においても耐震性は無理じゃないかと私は考えておりますけれども、そこらあたりを含めての総合的な建設をしていくのかということで受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今議会で以前にお尋ねのあった際にお答えをしたとおりでございます。今回の場合は塩田中学校の場合は、特にいわゆる水害用のピロティ方式でつくってあるわけでございます。非常に数値が低かったということで、私自身も厳しい数字であるというふうにお答えをしたとおりでございます。そういうことで緊急に対応をいたしまして、とりあえずいわゆる耐震の数値まで上げていくということに全力を傾けたいということでお答えしたとおりでございます。

そして、その後それぞれの学校の結果も出るというふうに承知をいたしておりますので、そのことにつきましては塩田地区全体の学校施設の課題につきましては、先ほど申し上げましたように、来年度ぐらいにはやはり教育委員会の部署をお願いをいたしまして、まずは総合的に塩田地区の学校施設をどう考えるのかということに早急に取り組みをしていきたいというふうに思っております。

最終的には、やはりそれぞれの学校も、今ちょうど耐用年数が半分過ぎたぐらいのところばかりでございますので、しばらくしてからはいずれ改築ということになると思っておりますので、そこらについてはトータルで考えていかなければならないということでお答えを差し上げたところでございます。

そういうことを考えてまいりますと、相当な費用になりますので、全般的な財政課題をどう克服するかということにつきましては、慎重に取り組みをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

財政等々を含めて慎重な対策をと言われておりますけれども、中学校の耐震、あわせて小学校もですけれども、あと30年を切って二十五、六年しか耐用年数はないという状況の中で、学校を建設に当たっての予算、あるいは財源措置、どのくらいかかるのか、そのあたり含めて財政課のほうにお尋ねしたいと思いますけど。それとあわせて、合併特例債等々を使えることができるのかどうか、その点含めて答弁してください。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

学校建設にどれぐらい費用がかかるのかということでございますけれども、近々の例でございますけど、吉田小学校の新築改築がっております。平成14年だったですかね、そのときが校舎だけなんですけど、約9億円、これ体育館除きます。生徒数とか学級数、これによって基準面積が変わりますので一概に比較はできませんけれども、中学校となりますと相当な面積も必要となります。体育館建設を含めますと、最低でも15億円から17億円程度の総額がかかるんじゃないかなと思います。耐震での補強工事が、今のところ4億円から5億円程度の予算になろうかと思っております。

合併特例債が利用できるかということでございますけれども、全国的には他県の例としましても、学校建設につきましては合併特例債を利用したところもございますので、そちらのほうの活用も含めて、財政計画は十分やっついていかないといけないと思います。

失礼しました、吉田小学校の建築は平成12年から13年度でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

学校を新しく改築した場合、15億円から17億円と耐震補強をした場合、4億円から5億円といわれておりますが、15億円、17億円についての国の補助事業についてはどれくらい予算が計上されるのか。単独で15億円なのかどうなのか、その点含めてお願いします。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

国の補助のことでございますけれども、校舎の改築にはいろんなパターンがございますけど、耐震補強の場合は2分の1の補助が活用できます。通常の場合は3分の1と。これには補助裏の起債がございますので、その起債も充当率さまざまございますけれども、一番有利

なのは御承知のとおり合併特例債でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

2分の1の国の補助と言われましたけれども、これから先の嬉野市の子供たちの人口を含めてみますと、現在塩田中学校は423人いらっしゃいまして、10年後にはこの間の合併協議会の資料では260人程度になるだろうと予測されておりますけど、どのように分析されているか、ちょっと答弁を求めたいと思います。

○議長（山口 要君）

教育次長。

○教育次長（桑原秋則君）

ただいまの御質問、お答えします。

塩田中学校の今後の生徒の推移ということでございますけれども、現在、19年度はただいま現在が先ほど言われましたように423名、そして4月1日現在でございますけれども、10年後においては、これは推測ですけれども279名で、144名の減となります。19年度より35%の減というふうになります。クラス数といたしましては9クラス、31人の学級といたしまして9クラスになります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

少子化がもろに10年後にはこういうふうな数値になると計画されておりますけれども、合併協議会の資料においては二百五十数名と、余り変わらないと思いますけれども、35%、423人から279名の見込みということで、非常に子供たちの減少が進んでおります。そういうことを含めて、他地区においては中高一貫教育、あるいは小中一貫教育という、総合的な教育環境の整備がなされておりますけれども、嬉野市においてそのようなお考えはどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

少子化になった場合の対応ということでございますけれども、嬉野市全体を考えていきますと、まだ課題はあると思いますけど、塩田地区につきましては中学校もそのようござい

ますし、また、小学校につきましても相当減少をするわけでございますので、今後の施設の整備につきましては、小中一貫とか中高一貫とかいろいろありますけれども、やはり効率的な施設整備を行っていかねばならないというふうに考えておりますので、さまざまな組み合わせができるのではないかなというふうに思っております。機能的に小中一貫に持っていくなどという方法もあると思いますけれども、施設的に同じところに建設をしていくということもありますし、また、いろんなとらえ方もあると思います。

ただ、全体的にはやはり学区の、校区の問題も絡んできますので、そこらまで踏まえて、やはり慎重に検討していければと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

少子化についてちょっと触れてみたんですけど、含めてやはり中高一貫教育、小中一貫教育という総合的な計画のもとで中長期的な学校運営をすべきであると私は思っております。そういうことを考えながら、学校の改築等々をやっぱり求めていきたいと思っておりますので、教育長、最後に学校の改築について求めていきたいと思いますが、教育長の見解を示していただきたいと思えます。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

今市長の方からも申し上げましたように、総合的にあらゆることを勘案しながら検討してまいりたいと思えますけれども、とりあえず子供たち、塩田中学校の子供たちの、特に現段階での中学3年生、この子供たちにとって、いわゆるプレハブに移したことによって学力が低下しない、ここを大きな視点にして、校長、職員と一体になって取り組んでいきたいと思っております。

教育委員会といたしましては、今後の学校改築、あるいは将来的な部分については今後教育委員会でも方向性を長期、中期的にわたって検討していく必要があるものだと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

何はさておいて、子供たちの教育環境と安全確保が最重要課題と思っておりますので、このあたりはしっかり示していただきながら、安全対策に十分考慮していただくことをお願

いしたいと思っております。

次の質問に入っていきます。

次の質問は悪臭公害対策ということで、3月議会にこの環境問題については質問をいたしました。今回取り上げてきたのは、畜産経営における課題の一つに大きなふん尿処理、あるいは家畜の由来の悪臭が現在漂っておるといふ地域がありまして、これがなかなか長年の間未解決ということで、毎日地域においては苦慮しております。そういうことで、今回提出せざるを得なかったのは、ことしの夏も大変暑さが増して、夜も窓を閉め切つての睡眠、休養、相当余儀なくされた地域がございまして、この状況の地域を見て、市長はどのようにお考え、見解をお持ちなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

当該の地区につきましては、冒頭お答えしましたように、地域の集会にお伺いしましたときにも、まずそのことを強く訴えられたわけございまして、非常に深刻な状況にあるなというふうに理解をいたしております。

そしてまた、以前の塩田町長にあてて要望書等も出ておるところございまして、その後解決が具体的ではなかったというふうに考えております。当該の発生元におきましても、いろいろ努力をしておられるわけでございますが、なかなか抑え切れないというところございまして、地域の方も御苦労しておられるということございまして。

そういうこともございましたので、私自身の知り得た情報の中でいろんなこととお話をさせていただいて、今回対応をしていただくということになっておりますので、そこらについてはぜひ成果が上がればというふうに期待をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

これは長年の、先ほど申し上げましたように地域の課題ということで、非常に地域的には問題がっております。当地域以外にも、嬉野地区においてもそれぞれの苦情、公害等々があつておるといふ思いますけれども、この実態をどう把握されておるのか、担当課、おわかりやったら示していただきたいと思ひます。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

公害の苦情件数ということでよろしいでしょうか。お答えをいたします。

3月議会におきましても件数は申し上げましたけれども、それを含めまして、今までの件数について御報告を申し上げます。

油漏れが5件、それから水質汚濁が8件、悪臭につきましては13件、騒音1件、振動が1件、それから虫による苦情が4件となっております。それと、あと野焼きにつきましてもちよくちよく苦情が寄せられておりまして、塩田地区におきましては7件、嬉野地区におきましては8件の苦情がっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

具体的に数値を示していただきましたけれども、悪臭について13件と言われましたけど、その分析はどうかさっておるのか。何の悪臭なのか、その対策はどう応じたのか、その点まであわせて答弁を求めます。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

悪臭関係での苦情の連絡が入れば、事案によって関係課、あるいは保健福祉事務所などの関係機関に連絡をいたしまして、現地へ同行し発生元の状況を調査し、指導を行っているところでございます。

その中身ですけれども、嬉野地区も吉田地区もですけれども、鶏舎のおいがするというふうな苦情もっております。そして、あとは田んぼに鶏ふんなんかを振るためにでしょうけれども野積みをされているというようなことで、苦情が近所のほうから上がっております。そういうことで、先ほど申し上げました関係者の方と現場に行き、発生元の状況等によりまして指導を行っているところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

苦情についてもそれぞれ執行部の方々、担当課含めて対策を講じ、解決策を図っておられますけれども、なかなか難しい解決じゃないかと思いますが、今回、新たに重い腰を上げていただきまして、佐賀の処理センターの方に行っていただき、悪臭の効果があるんじゃないかということで、市長のほうから紹介をいただきまして、私も研修に行きました。その経過

を踏まえて、実際農家の方も努力をしていただいております。そういうことで、効果はすぐあらわれるということは難しいかわかりませんが、徐々に佐賀の牛舎等、あるいはノリ網の悪臭等々を微生物によって脱臭していくという新たな先進地を見させていただきました。そこで、当地区においても実際努力をしていただいております。この方に当たっても、それぞれ施設の改良、施設の増設等々について大変御苦勞をしていただいております。限界と言われるかわかりませんが、さらに今回また新たな取り組みをしておりますので、積極的な行政の指導をさらにもお願いを申し上げたいと思っております。

今回取り上げていただいております新たな試みを執行部としてはおわかりと思っておりますけれども、そこんたいを含めて、この処理水をふん尿に散布するという事なんですね。それで微生物が脱臭を、悪臭を吸収するというようなことで大きな成果を上げてもらっておりますので、そのあたりはじっくり観察をしながら指導を徹底していただきたいと思っております。

そして、記録簿の作成等々も、やはりつけていただければと思っております。いつ、何日、どのような量を散布したのかということ、その点を含めてお願いを申し上げておきたいと思っております。

それから、次に入ります。

集落排水事業についてですけれども、先ほど神近議員のほうからいろいろな議論をしていただき、そしてまた参考にもなりまして、市長の答弁では処理場の位置についてということ、白熱した議論がなされましたけれども、やはり処理場の位置について地区の人たちからどのような要望がなされておられるのか、この際、この議会で明らかにしていただきたいと思っております。担当部長、求めます。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

地区の方からどのような要望が出ているかというふうなお尋ねですけど、議会始まる前に私もこの要望書をいただいております、内容につきまして御紹介をしたいというふうになっております。

他地区からの汚泥処理についての計画がなかった段階での処理場の場所決定は、やむを得ず承知をいたしました。計画されている汚泥のコンポスト化は、資源循環及び経費の上からも必要なことです。この際、もう少し下の方に場所を変更してほしいと思っております。当初の計画地では区民の合意を得ることができません。例えば、具体的には下図、下の図ということで図示してありますが、いかがでしょうか。長い目で見れば、かえって経済的かつ効果的ではないかと思われましてということで、地図を添付してありまして、処理場の位置ということで、三ヶ崎の公民館から真っすぐ鹿島寄りに行って、それから新村橋、農道を右に折れまし

て、新村橋というふうなところのそのふもとに処理場というふうなことで図示をしてあります。現在の計画の位置からしますと、約350から400メートルぐらいの鹿島川の下流かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

この今文章を読まれていましたけれども、地域における集落についての切実な要望と受けとめて、私は思っております。これを無視して集落排水の施設設置あたりについては、どうかと私は思っております。去る3月28日も新村地区から要望が出されたと伺っております。その要望についてもどのような要望なのか、余り変わらないと思いますけれども、その点、把握されていたら求めていきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

去る3月28日、文書にて要望をいただきました。内容につきましては、今の要望の内容と何ら変わっておりません。ただ、この3月28日の要望を受けまして、コンポスト施設がどういうふうなものかというふうなことで、地区の推進協議会の役員さん、会長さん初め副会長さん、地区の役員さんの方と一緒に西海市の大島町に視察に行ったところでございます。

そして、馬場下地区のほうにおきましても、荏原エンジニアリングの申し出によりましてデモの機械を設置いたしました。これが5月中旬から8月いっぱいというふうなことで、規模的には500人程度の処理能力がある機械なんですけど、それを据えつけておりましたので、これにつきましても一応視察を計画いたしまして、視察をしてもらったところです。それによりまして、当初コンポストというふうなことで聞いていなかったというふうな意見もありましたけど、2カ所を見ていただいて自分のところの地区内につきましてはコンポストもしょうがないかなというふうなことで、現在そういうふうな考えで進めておりまして、いずれにいたしましても、今後は先ほど市長からも答弁がありましたように、地区民の合意が得られなければ他地区の汚泥につきましても搬入はできないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

新村地区から先ほど要望をいただいた趣旨のようですけれども、回答書が渡されていないでしょう、地域に。今まで3月から、全然市の見解を示した回答書が地域に渡されていない。地域の人はこの回答書を求めているんですよ。なぜ渡さなかったのか、明確にしてください。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

文書による提出ですので、文書による回答をお願いしますというふうなことで申し出がっております。御指摘のように、文書による回答は今のところいたしておりません。

先ほどから説明をいたしますように、最終的には3地区の説明会の折に反対、皆さん全員の総意がなければできない、他地区の汚泥につきましては搬入をいたしませんというふうなことを答弁しておりましたので、できるだけ全員が合意できるような形に持っていきたいというふうなことで、正式な市としましての結論がまだ至っていなかったというふうなことで、正式な文書による回答はしていないというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

地域をこれから世話になっていく施設の周辺の人たちに、否定するようなこういった回答書も出さないということは、全く民主主義を否定するものだと私は思います。

そういうことで、今回先ほどの前議員の議論の中でも、やはり今後どうしていくべきかということは皆さんも十分把握されておられると思いますけれども、周辺のやはり地域の人たちの理解がまず大前提であるということ、17年の10月26日、本地区の汚水処理施設の検討についてということの一番最初にうたわれておりますよね。そしてまた、そのような状況の中で、1月15日、石垣地区で初めてコンポスト化をするということで明言をされましたけれども、一番基本的な方針説明が、新村地区の検討委員会の処理施設の検討委員会の中で説明を怠ったわけですよ、市としては。そのごとく、ずっと地権者に当たって進めていった。その後、こういうふうなコンポスト化の問題が出てきたわけです。

そういうことで、非常にこの問題についての基本的な政策の説明不足であったと、これがこういうふうに波及をしていったわけですよ。これがなかったらスムーズに当初から基本計画のもとで示していただいたならばスムーズに行ったと私は思いますけれども、そこに大きな問題点を残しております。

その解決策は、2地区はもう下に下げてくださいと、そしてまた処理水の処置につい

ては三ヶ崎側に流さないでくれと、3地区の汚泥については持ち込まないでくれという2地区の切実な御意見があるわけです。それをどう受けとめて、強硬にやるのか、それとも柔軟な対応をしていくのか、その点求めます。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この処理方法につきましては、実は農集の推進協議会もあるわけでございまして、私も合併以降、その会議に出させていただいて、この五町田、谷所については推進をしていこうということで話し合いをしていただいたわけでございまして、それぞれの委員の皆さん方の御苦労があっておるところでございます。

そういう点で、処理施設の場所につきましても、これは以前の塩田町の段階で慎重審議、検討をしていただいて、ほぼここにということで決定があったということで私どもは受けとめておったところございまして、そういう点で、その経過について以前の段階で説明が不足していたと今お聞きして、そうであるかなというふうに思います。しかしながら、その後の経過につきましては、やはり私どもとしては、できる限り地域の方が御承諾をいただくように現地を見ていただいたり、説明をさせていただいたりということが続けておりますので、ぜひ合意いただくように努力をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

そういう点で、確かに議員御発言のように以前の決定段階でのいわゆる情報が地域の皆さん方への確に伝わっていなかったのかなというふうに思いますけれども、これはこれで以前の段階で慎重審議されてきたものだというふうに私は理解しておりますので、ぜひ御理解いただきますようお願いをしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

塩田地区の処理場の位置の決定について17年度の方針性ですけれども、市長が1月1日から新市になったわけですので、その経過を十分知ってはないだろうと思うし、慎重審議されたということではなくて、審議未了によってこういう結果を生んだわけです。その点、どうお考えなのか、答弁をお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

審議をされた上で、要するに、この施設につきましてはこの地区の地権者をお願いしたらどうかというところまで話があつとったということでございますので、当然、私どもといたしましてはその地域の方をお願いをして、御了解をして御内諾をいただいたので進めておるということでございます。

そういう点で、その後の課題についてやはり受け取り方の違いがありまして、地域の方にいろいろ御不便をおかけしているということでございますので、そこらにつきましては、担当部長申し上げておりますように、やはり全員の皆さん方の御理解をいただく努力を私どもとしてはぜひ続けさせていただければと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

今回の取り扱いについて審議未了というのは、やはりコンポスト化、これを基本的な政策の部分を明確に説明されていなかった、これが大きな要因を伴ってこういう波及をしたわけですよね。このことはしっかり受けとめて、やはり地域の理解について、どう分析していくのか考えるべきであると思っております。

あえて、3月26日、新村区の人たちの意見をまとめて要望書が出た後に、何の説明も地域にしないままに独断専行でボーリングをするは、地質調査をするは、この政策の実行に当たっては、やはり私も納得はできないということで受けとめておりました。この際、議会で明らかにしていきたいと思っておりますけれども、その辺はどういう見解のもとでボーリング調査をしていったのか、地域を無視した行動ではなかったのか。まず答弁を求めます。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

地質調査等につきましては19年度の予算で執行をしたわけでございますけど、この調査ボーリング等につきましては、推進協議会の折に開催をいたしまして、いつから調査に入りますというふうなことで御説明を申し上げて取りかかったというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

地域の推進協議会ということが結成をされております。ちょっと私も委員でありますので、

推進はするという基本路線に立ちながら、やはり何もかも地域を無視して行動を起こすということは、これは絶対に許されるべきものではないと。やはり地域があってからこそ我々の役割としては地域の代弁者として議会に反映させにゃいかん、この原則を持ちながら私は質問をしております。

だから、今回の処理場の位置について、神近議員のほうからも言われましたように、全南部地区の総意の意見がまとまり、やはり処理場の位置を再変更するというような方向であれば、嬉野市のこれから先の汚泥の処理の関係、一括して処理できるのじゃないかと思えますけれども、現在地に、谷所・五町田地区の処理だけして、果たして中長期的な財政計画に伴うのかどうか、その点明確にします。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

今回の五町田・谷所地区の処理場に他地区の汚泥を運搬してコンポスト化するというふうな現在の計画ではございますけど、いろいろ地区の同意を得られておりません。現在の3地区の汚泥の処理費が年間約10,000千円程度発生をしております。この現在の汚泥の処理費用を幾らかでも軽減できないかというふうなことで、平成17年、旧塩田町時代の6月ぐらいに検討計画書というのを作成してありまして、それに基づいて一括で処理をしようというふうなことになっているようです。

現在、既設の3地区につきましては鹿島の藤鹿苑に搬入をしております、ただ、五町田・谷所地区の処理場にも現在のままの汚泥を運搬するというふうなことになれば、距離的には若干近くなりますけど、そう節約にはならないというふうなことで考えております。それに経費を安価に仕上げるためには、今の馬場下地区の処理場に脱水装置というのを新たな装置をつけまして、それを脱水した分を五町田・谷所地区に運ぶというふうなことで、その脱水装置につきましても数千万の費用がございます。幸いに馬場下地区は、その脱水装置を設置するスペースが当時確保してあったということで、予算的な都合もありまして、その脱水装置をつけていないというふうなことでございますけど、そうしますと、馬場下地区に数千万円を設備投資しまして、美野・上久間地区の汚泥をそこに運搬して馬場下地区で一括して脱水をするというふうなことになれば相当の経費節減になるかと思えますけど、その脱水装置につきましても新たな財政負担が生じるということで、国庫補助の対象になるかどうか今のところ未定でございますので、一応3地区の汚泥を五町田・谷所地区に搬入するにしても、馬場下地区にその脱水装置を数千万の費用をかけて設置するというふうなことになります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

地域の理解が得られなかったら、これはどうしようもないわけでありまして、地域住民にいかにも具体的な説明をしていくのかということです。

まず、原点に戻って再審議をすべきだと私は思っております。一番根本的な、基本的なコンポストの処理の方法について説明を怠っていた行政の失態、これは私、認めるわけにはありません。これをきちっと住民の方に説明をしながら、そして原点に戻ってやり直すべきだと。処理場の今の予定地については、非常にいい感触をいただきながら、内諾をいただいております。その方を含めながら、やはり今回の取り扱いについては原点に帰りながら、もう一回説明をすべきだと思っております。

そして、地域の方々のどうしても条件が調わなければ、賠償責任を果たしてでも処理場の位置を再変更すべきだと私は思います。最後の答弁、求めます。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

基本的な問題でございますけど、私が、新市になってから下水道課、この農業集落排水事業の行政を引き受けまして、まずこの補助事業の一番の当初の目的、資源循環統合補助事業というようなことで、その農業集落から発生したものについては、肥料化なり処理水の再利用なりをして農地に還元するというふうな事業というふうなことを聞き及んでおりましたので、一番の最大の目的につきましては、既に皆さんが御承知の上で今の処理場が決定されたものというふうなひとりよがりの考えで、こういうふうな事業を進めてきた結果がこういうふうな結果になっていると思っております。私の既に説明済みだというふうな思い違いがこういうふうな結果になったというふうなことで、おわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

今、説明不足というのは認めていただきましたけれども、合併のどたばた劇の中で、担当課の事務引き継ぎ、これを怠った原因がこういうふうな波及をしてきたと、私はそう思っております。今後、進め方に当たっては、地域住民の意向を十分尊重しながら、理解を求めるのは求める、再考するなら再考するというようなことを踏まえて、中長期的な処理場の位置、そしてまた処理、集落排水事業を進めていただきたいと思いますと思っております。

もう1つ言い忘れましたけれども、時間が16分ありますが、今、山口地区で中断をしておるということを耳にしておりますけれども、どういう状況の中で事態が起こったのか、つけ加えてですけれども、大変恐縮ですが答弁を求めます。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

既にきのう現在で9工区の工事を発注いたしました。その中で、一番最初に発注した鳥坂、平山、永石、山口地区の工事説明会を順次開催をして、最後に山口地区に入ったわけでございますけど、その中で、以前の経過の中で十分にこの事業の汚水処理についての取り組みということで合併処理浄化槽、あるいは農業集落排水事業、個別の処理事業というふうなことで相当旧塩田町時代に議論された内容についての再質問がありまして、その結果で工事につきましては今のところ休止、ストップをかけている状況でございます。

これにつきましても、今週、金曜日ですけど、最終的な話し合いを持つようにしておりますので、来週ぐらいには工事にかかれるように結論を急ぎたいというふうに思っております。

以上でございます。（「これをもちまして質問を終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

これで西村信夫議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

3番梶原睦也議員の発言を許します。

○3番（梶原睦也君）

議席番号3番、梶原でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、1点目が乳幼児医療費助成制度の現況と現物給付についてと、2点目が子供の読書活動の推進と学校図書館図書整備についての2点を質問いたします。なお、2点目につきましては、質問席から行います。

それでは、乳幼児医療費助成制度についてお伺いいたします。

厚生労働省の調査によりますと、理想の数だけ子供を持たない理由の1位が養育費、教育費の負担となっています。また、家庭の消費支出に占める子育て関連費の割合は、この30年余りで約2倍にふえ、特に母親の精神的、経済的負担が大きいことが上げられています。こうした事態を打開し、子供を産み育てやすい環境を整備するために、これからの行政は子育て支援重視型へ構造改革が必要であり、次世代の育成支援は、今後の嬉野市を考えたときに優先度をさらに上げて全力で取り組むべき課題ではないでしょうか。少子化対策にしっかり

と取り組んでいくことが、今後の嬉野市発展につながると確信いたします。

そのような中、乳幼児医療費助成制度については、乳幼児の病気の早期発展、早期治療を促進するものとして、子育て支援の重要な施策となっています。私も子育て世代であります。今回多くの市民の皆様との対話を通じ、次代を担う子供たちを安心して産み育てることができる環境づくりが極めて重要だと感じました。

嬉野市では、3歳未満児への医療費助成制度とともに、昨年10月より就学前児童の医療費助成制度が開始され、他市町村に比べ一歩進んだ対策ができ、子育て世代にとっても喜ばれております。嬉野市における乳幼児医療費助成制度の現在の活用状況と今後の対策について伺いいたします。

また、3歳未満児の医療費助成制度は300円の負担だけで現物給付となっておりますが、就学前医療費助成制度では償還払いとなっております。福岡のほうから引っ越してこられたある市民の方からの強い要望であります。なぜ嬉野市では就学前医療費を窓口で一たん支払わなければならないのですか。私たち若い世代は、毎月ぎりぎり生活しております。ところが、子供は急に病気になります。当然、病院に連れていきますが、突然の出費で生活が苦しくなります。後で医療費が戻ってくるのは本当にありがたいのですが、できれば最初から払わないで済むようにしていただきたい。こういった内容です。

現在、嬉野市で行われている制度は、自己負担分を一たん医療機関の窓口で支払い、後で返還される償還払い方式を採用しております。いずれ還付されるとはいえ、若い世代が医療機関で毎回医療費を支払うのは経済的負担が大きいものです。子育て世代が安心できる制度にするためにも償還払い方式から現物給付方式への変更が急務と考えますが、市長の御見解はいかがでしょう。

一人一人の子供が嬉野市にとっての宝であります。市長がおっしゃる「歓声が聞こえる嬉野市」にするためにも、少子化対策にしっかりと取り組んでいただくよう要望いたしまして、壇上からの質問いたします。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

3番梶原睦也議員のお尋ねについて、お答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、乳幼児医療費助成制度の現況と現物給付についてでございます。

少子化が進んでいる中であって、乳幼児の医療制度の充実につきましては大切な政策と考え、昨年嬉野市独自の医療費補助制度の導入に踏み切ったところでございます。平成18年度が月平均631件で7,110千円、平成19年は現在までで月平均781件で8,440千円となっており、増加傾向にあります。今後もふえていくものと考えております。

また、県におきましては、今回、入院の児童につきましては小学校6年まで（328ページ

で訂正)を対象にさせていただくようになりましたので、嬉野市の政策が県へも拡大していったものと喜んでおるところでございます。乳幼児医療の充実につきましては、今後も病院、県など関係機関とは緊密に連携をしていきたいと思っております。

次に、現物給付につきましては、私も現物給付方法が保護者の時間的な負担が少なくなると思っております。しかしながら、医療機関におかれましては、事務量がふえるのではないかと予想いたしております。嬉野市だけではなく、市外の医療機関等を利用された場合にどうするかなどの課題があります。佐賀県や長崎県までに範囲を広げて取り組みができれば、保護者の方は助かられると思っております。実施する方法につきましては県内では承知いたしておりませんので、課題などほかの県の情報等も集めてみたいと考えております。

以上で3番梶原睦也議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

それでは、再質問させていただきます。

乳幼児医療費制度についてお伺いたします。

先ほども申し上げましたように、乳幼児医療費助成制度は子育て支援の重要な施策の一つであります。まず、最初に3歳未満の乳幼児医療費助成制度は現在どのような内容になっているのか、また、過去5年間の利用者数の推移はどのようになっているのか。経費は結構でするので、利用者数だけお知らせください。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

乳幼児医療費助成制度につきましては、これは県の施策としまして昭和49年4月から実施をされております。県の制度としまして、現物給付になった年につきましては平成10年の1月診療分から現物給付ということで、3歳未満児については実施をされております。それから、旧塩田町におきましては、就学前児童の歯科医療分につきましては、平成16年7月から歯科診療分については単独で就学前の、小学校に入るまでの3歳以上の方を対象に、これは単独事業で実施をしております。

それから、過去5年間の対象者の件数ということでございますけど、手元の資料には、金額は過去平成14年からの分がございまして、件数につきましては、これ嬉野町、それから塩田町のもの、合併前の資料でございますので、ちょっと件数については把握をしております。

○議長（山口 要君）

いいですか、それで。（「いや、資料でもらったのが、この経費の分はもらっているんですけども、人数の分がもしあれば、後でもよろしいでするのでお願いいたします。いいです」と呼ぶ者あり）それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

昨年10月からこの就学前医療費助成制度が始まったわけでありましてけれども、この分の実績、先月の8月までの、これは総数で結構ですので、この分も経費分はわかるんですけど、入院数、通院数分けて数はわかりますか。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

就学前児童の対象者の数が821人となっております。それで、18年度の10月から実施で、給付につきましては11月から開始をしておりますけど、この件数につきましては、入院についてが16件で、助成金額が18年度の実績は633,730円となっております。それから、入院外ということで、通院でございますけど、通院につきましては3,737件で8,148,153円となっております。

それから、19年度につきましては、8月の実績までが現在のところわかっておりますけど、入院の実績が24件で助成額が1,072,161円となっております。通院につきましては、入院外につきましては3,882件で7,352,711円となっております。

以上です。

失礼しました、済みません。もう1つ、窓口払いがございまして、通院につきましては総計で、先ほど申しました数に19件ふえまして3,925件となっております。それから、助成額が19,460円ふえまして8,444,332円となっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

わかりました。

今の説明のように、就学前児童というのは昨年の10月から始まったわけでありまして、この制度そのものは嬉野市では入院、通院、全医療分に対しての助成が行われているわけがあります。ほかの、県内の他市町に比べて本当にいい制度だと思っておりますが、市民の方も本当に喜んでいただいております。そういう中、県内の就学前医療の状況と申しますと、佐賀市は歯科のみ、多久市、武雄市も歯科のみ、鹿島市では入院、通院ともにあるんですけども2分の1助成、小城市も入院、通院ともにありますけど2分の1助成、伊万里市にお

いては入院のみが2分の1助成と、こういう状況の中で、嬉野市はこの制度があるということとで本当にいい制度だと喜ばれているわけですが、この就学前医療制度に取り組みました市長の熱意、思い、こういったものをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

では、お答えを申し上げます。

もちろん少子化ということもございますけども、やはり私ども嬉野市は、以前から医療の充実した地域として先輩の方が御努力をいただいていたところがございます。そういうことで、議会の冒頭でも申し上げましたように、今回出ました月刊誌によりまして、いわゆる医療の充実度では全国850幾らの市区の中で全国第3位にランクされたところがございます。また、団塊世代の住み続けたい地域としては九州第5番目ということでランクをされました。そういう点では、市内的には非常に厳しいですけども、市外からは私どものまちづくりについては高く評価をいただいているというふうに思っております。そういう点では、以前の嬉野町、塩田町の議会の皆さん方がこういうことを積極的に御発言いただいた成果であろうというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

今の市長のその思いを受けとめまして、質問を続けてまいりたいと思います。

先ほどの説明のように、今、嬉野市では3歳未満の乳幼児医療費助成制度は300円の自己負担だけで済むわけですが、就学前医療助成制度では一たん窓口で医療費を支払い、自己負担分の500円を差し引いた額が申請後に戻ってくるというふうになっているわけです。

県内を見回してみると、確かに3歳未満の助成制度は県費助成の対象でもあり、全市町が現物給付になっているわけであります。就学前助成制度の内容はそれぞれに違いは、先ほど言いましたようにあるものの、助成の方法としてはすべて償還払いになっているわけですね。特に子育て世代にとっては、先ほど壇上からも言いましたように、医療費の負担というのは本当に大きなものであります。入院ともなればかなりの額の自己負担を伴いますし、病院に連れていきたくても、お金がないために連れていけないと、そういう家庭も現実にあるわけでございます。経済的負担を少しでも抑えるために現物給付という方向に持っていくべきだと考えますが、市長いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

記憶が定かではない中でお答えして申しわけないんですけども、実は3歳未満の場合も以前は償還払いでございました。そういうことで、私どもの方から以前の町村会等を通じて、いわゆる現物給付にしてほしいというふうな意見を出させていただいて、そしてまた、いろんな団体からもそういう意見があったと思います。そしてまた、基本的な負担額の問題がございまして、いわゆる福岡県と佐賀県の違いとか、また医療機関によって事務取扱が違うというふうなことで、乳幼児医療の問題につきましてもなかなかできなかったわけですが、議員御発言のように、平成10年ごろだったと思いますけれども、いわゆる現物給付に変わっていったというふうな経過になっております。そういうことでございますので、冒頭お答え申し上げましたように、この乳幼児医療費制度につきましても、やはり県内のもうほとんどの市町村がこれが取り組めるようになりますと、医療機関も現物給付に踏み切っていただく方法が見えるのではないかなというふうにも思っております。

市内の病院ばかりである場合では結構ございますけど、市外の病院にかかられたり、また市外の方が市内の病院にかかられたりする場合に、事務的になかなかふくそうするということで、医療機関も苦労されるわけございまして、そういう点ではほとんどの市町村がこのような制度に取り組めるようになったら状況も変わってくるんじゃないかなというふうに思っております。

以前の議会でも、いわゆる出産の手当てについても議論したことございまして、なかなか現物給付にするにはそれぞれの医療機関に直接お願いしに行って、御了解いただいて、取り組んだ経緯もございまして。産科の場合は、医療機関が少なかったものですから、市外の病院に直接お願いに行って、こういう制度でお願いしたいということでお話ししましたところ、御了解いただいて、嬉野の場合は現物給付にさせていただいたという経過もあったのではないかなと思いますので、もうしばらく時間がかかるのではないかなというふうに考えております。基本的には、私も現物給付のほうが保護者の負担が少なくていいのではないかなと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

今、市長のほうからもお話がありましたように、私なりに調べてみたわけですが、長崎県の場合は、県の助成が入院、通院ともにありまして、全自治体で実施されております。長崎市と大村市が現物給付というような制度になっております。また、先ほどの福岡県の件ですけれども、福岡のほうは県の助成は入院だけとなっております。しかし、現実に

は通院も含めて助成している自治体も、嬉野市と同じような形でされているところもかなりあります。そのうち、現物給付による自治体というのは、福岡県のほうでは12市町村ありまして、福岡市、北九州市、宗像市、福津市、宮若市、水巻町、二丈町、香春町、福智町、苅田町、みやこ町、築上町、この12市町村で現物給付というのがされておりまして。

私もちょっとお聞きしましたが、なかなか現物給付に持っていくまでにはいろいろ苦労されている、先ほど市長のほうから答弁ありましたように、苦労されているような状況でありますけれども、佐賀県の場合は、県の助成が今3歳までになっているわけですよ。そういう中で、今3歳までは現物給付ということで県内全部なっているんですけど、要するに乳幼児の、3歳未満の分は県の助成がありますけど、就学前の県の助成が今現在ないわけですよ。実際、福岡県も長崎県も県の助成が就学前まで現在行われていると。そういう中で、現物給付への移行というのがスムーズに行われたんじゃないかなと、そういうふうに私はちょっととっておりますけど、そこら辺いかがでしょうか。県の制度が就学前までである分、現物給付への移行がやりやすいと、そこら辺はどのように考えられるかお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

では、お答え申し上げます。

いろんな例はあると思っておりますけれども、今回、県のほうが入院の医療費助成を行いたいということで、各市町回られてヒアリングをしていただきました。そのときに私どもも、どうせされるならもう全部県が見ていただきますと市町村助かりますけれどもというお話をさせていただいたわけでございますけれども、そこまでなかなか県としては財政的な課題があって踏み込めないと、そしてまた、今回の知事のマニフェストの中にこの子供の医療費制度の充実というのを掲げておられたものですから、何とかどこかで実現したいという思いもあらわれて、今回入院費の助成とかなられたわけございまして、非常に喜ばしい制度を導入していただいたというふうに思っております。

そういうことで、一部そういうふうなことが全県下的に取り組められますので、議員御発言のように、もうそれぞれの市町も取り組んでいただければ可能性が少しはふえてくるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

今、市長の答弁の中にありましたように、佐賀県においても11月より入院費の就学前医療費の助成がされることになるわけでありまして、その分、今よりも市からの持ち出し分とい

うのも当然減ってくるわけですね。そうなったときの県の助成の比率というのは、これは入院だけでありますが、金額にしてどれくらいになるという試算がありますでしょうか。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

基本的に、入院に関する部分が18年度実績でいきますと、これ期間が短かった関係で630千円程度です。今年度は8月までで1,070千円程度出ておりますので、この2分の1の助成ということで、現在までで1,000千円であれば500千円、それから、年間を通しますと2,000千円を越す形になるかと思っておりますので、1,000千円程度は県の助成が、入院に関しては補助の対象になるんじゃないかというふうに期待をしております。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

その分で1,000千円程度、また平成20年度より健康保険法の改正によりまして、就学前児童の自己負担額が3割負担から2割負担に改正されるわけでありましたが、ここら辺からもまたそういう市の持ち出し分というのが減ってくるととらえていいんですかね。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

先ほどお答えしました県の改正につきましては、11月分でございますので、先ほど金額申し上げましたけど、これは若干減額になります。

それから、平成20年4月から就学前児童の自己負担が、これは健康保険法の改正で2割負担ということで実施を予定されておりますので、これについては当然その3割から2割になりますので、1割分の負担分の自己負担が減りますので、それに伴います市の助成額も若干減額になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

今お話がありましたように、幾分市の負担も軽減されるわけでありましたが、福岡のある自治体では、この現物給付の1レセプト当たり82円というふうな試算というか、82円という事務手数料がかかるということでありましたが、この軽減分をこの現物給付の事務費用に充てる、もちろん、先ほどお話がありましたように、事務的な部分で医療機関との連携とかそう

いうのも出てくると思いますが、この部分を事務費用に当てるということは可能なわけでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

基本的にこの医療費の助成の制度を議会にお願いする際に、トータルの医療費については、全体の市の予算の中でのやはり占める率といたしますか、そういうことも判断した上でお願いをしたところでございまして、そういう点では県の補助制度とか、また今議員御発言のような軽減等が出てくると思います。そういう点では、そういう予算を使いながら、新しい少子化のいわゆる制度の充実ということにつきましては、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

ただ、議員御発言の償還払いと現物給付の支払いにつきましては、私は一番の課題は金額の問題ではなくて、医療機関の方々の事務的な負担がなくなっていけば御了解いただけるというふうに考えておりますので、そういう点ではしばらく時間をいただいて検討すれば、何とか解決策は出るのではないかなというふうに思っております。市内の病院につきましても、説明すれば御理解いただけると思いますけど、問題は市外の病院にかかれたときに、嬉野分の医療費だけ現物給付でということはなかなか難しいのではないかなと思いますので、そういう課題を解決しなければならないということでお答えしたところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

今、市長がおっしゃいましたけれども、市内の病院の理解を得られるかもしれないと、とりあえず市内から始めるというような考え方はできないでしょうか。嬉野市の方が嬉野市内で病院に行くというのが一番、当然多いわけでありますので、県内で、今先ほど言いましたように、どこもやっていないわけですので、嬉野市が県内トップでこれをやれば、それに追隨してほかのところもそういうような方向に流れていくんじゃないかなと。その突破口として、もちろん周辺市町、県内全部で取り組むのが一番ベストでしょうけれども、嬉野市として市内の病院だけでもそういう形でやる方向というのは考えられないですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

理論的にはもちろん可能性はあると思いますけれども、先ほど申し上げましたように、市内の病院であっても市外の子供さんも来られるわけございまして、そこらを同じ取り扱いをしなくて、嬉野の在住の子供さんはこういうふうにしますよと、市外の子供さんについてはそれはできませんというような形になるわけございまして、なかなか事務的な負担がえられるのではないかなと思っております。しかし、いずれ、医師会とも関係がありますので、そこら辺については市内のそういう方については意向はお尋ねすることはできるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

本当に、現物給付に関しては前向きに取り組んでいただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

小・中学生の読書活動と学校図書館図書整備について伺います。

現在は、テレビ、インターネット、テレビゲーム、携帯電話等の普及により、子供の読書離れが指摘され、青少年犯罪はより低年齢化し、増加の一途をたどっています。そのような中で、読書に再び光が当たってきたのも、子供たちの内面を耕す読書の重要性が再認識されたためだと考えております。

ある教育者は、読書の効用を次の3点にわたって挙げております。まず第1に、読書経験がある意味で人生の縮図をなしていること。第2に、蓄えられた読書経験は、ちまたにあふれ返るバーチャルリアリティーのもたらす悪影響から魂を保護するバリアとなること。そして第3に、読書は青少年のみならず、大人たちにとっても日常の生活に埋没せず、人生の記し方行く末を熟考するよいチャンスであること。そして、最も重要なことは、読書経験を通して、子供たち自身の問いかけを大切にはぐくみながら、時間をかけて自分を見詰め、自分の力で答えを探し出す力をはぐくんでいくことであるとしております。いかに読書が人格形成にとって大切であるかを述べたものであり、私も同感であります。

そこで、伺います。教育長の読書に対する考え方、また子供たちの読書活動に対するお考えをお聞かせください。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

本市における読書活動についてということでお答えを申し上げます。

嬉野市教育委員会では、本年度の嬉野市の教育方針の中でも重点事項の一つとして、読書活動の充実を挙げております。市内の各学校においては、次にお話をいたしますけれども、

読書活動の推進を進めているところでございます。

まず1つ目でございますけれども、朝読書の実施をいたしております。この朝読書は、市内全小・中学校でほぼ毎日授業開始前に10分程度の朝読書を位置づけております。もし、朝に読書の時間がとれない場合はその日のうちの午後に実施するなど、通称午後読書というふうに呼んでおりますけれども、そういうふうなことで工夫をして行っております。これは児童・生徒ばかりではなくて、教職員も一緒になって本を読むようにしているところであります。

2つ目は、魅力ある学校図書館の運営と本の貸し出し数の増加を目指す取り組みでございます。各学校で、図書館司書及び司書教諭を中心に魅力ある図書館づくりを進めております。子供たちが図書館に思わず入りたくなるような掲示物やレイアウトの工夫など環境面の工夫を図ったり、児童会、生徒会活動の一環として、図書委員会では子供たちが中心になって図書まつりなどさまざまな行事などを企画し、楽しい図書館づくりに取り組んでおります。そのほかの取り組みといたしましては、各学校では国語の授業を中心に読書に関する学習に取り組み、子供たちが本をさらに好きになるように努力しております。しかも、楽しみながら読書の幅を広げる学習活動、読書マニュアル支援と呼んでおりますが、そういうものであるとかボランティア活用による本の読み聞かせなども行っております。さらにまた、1年間の1人当たりの本の貸し出し数の目標を決めて、たくさんの本を読んだ子供たちを表彰するなどの取り組みも行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

今、読書活動の内容についてお伺いいたしましたが、そういういろいろな形での取り組みをされた中で、その成果というのはどういう形であらわれてくるのか、お願いいたします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

読書指導の成果ということでございますが、議員、冒頭の中で人生の縮図だというふうにおっしゃいましたけれども、まさに果敢なこの時期の読書については、そういった縮図を変える、構築をする部分にあります。特に朝読書あたりの効果につきましては、集中力がついたとか、国語力が向上したとか、読解力が向上したとか、他の人の気持ちがわかるようになったとか、不登校がなくなったとか、そのほか友人や家族との会話がふえたとか、そういうものあたりも顕著なものとして出ております。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

非常に読書はそういう形でいい結果があらわれているというお話がありましたけれども、教育長は県の学校読書支援スタッフ事業というのに希望されたそうではありますが、その経緯と事業内容についてお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

それでは、学校図書館支援スタッフ事業ということでお尋ねでございますのでお答えをしたいと思います。本年度読書活動を中心項目の1項に挙げておりますので、実は県教委の実施事業で、プロジェクト事業で平成19年度から22年までの4年間にわたって、いわゆる学校図書館支援スタッフ派遣事業というのがございました。殊に本年度は9月から計画をされておまして、22年まででございます。

その全容を見ていきますと、この3年半余りの中に、小・中学校合わせて37校にスタッフを派遣するという形の事業でございます。いわゆる、そこで私どもはこれを身につけて、各学校におろして、そして希望を募り、最終的には、本年度スタッフを派遣する学校は県下で8校ございましたけれども、幸いにしてその8校のうちの4校をこの嬉野市で獲得できました。その学校は、中学校では嬉野中学校、それから轟小学校、吉田小学校、それから五町田小学校でございます。

この支援スタッフという方は、週に4日間教育事務所に派遣をされて、そこから直接その学校に1日ずつ勤務をされるということで、延べを計算しますと1つの学校に28日間勤務をされることとなります。言いかえますと、月曜日には嬉野中と例にとれば、職員が1名ふえるというふうな形になるわけです。したがって、そういう中で、このスタッフについては、学校図書館の担当教員を対象にした図書館活動に対する指導、助言、それから、学校図書館活動に対する情報収集、提供、学校図書館の事務の効率化、あるいは読書指導、事業への支援、あるいは公立図書館との連携というふうなことで、非常に幅広く活用できるのではないかとございまして、希望を申し上げて、ここもやはり私どもはことしの大きな学校図書館の質的レベルアップに活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で、簡単ですけども、支援スタッフの紹介にいたします。以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

本当に、非常にいい取り組みができたということで期待しております。

子供の活字離れが問題となる中、子供がより読書に親しむ環境をつくるために、子どもの読書活動の推進に関する法律というのが平成13年の12月に成立したわけではありますが、その中の第9条の2の中に、「市町村は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」、こういう項目がありますけれども、嬉野市でもこれが策定されているのでしょうか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

14年8月に子どもの読書活動推進に関する基本計画ということで、市町村を対象にした推進計画を策定するよということだったので、今作業中でございます。今年度中に嬉野市としてはつくるよということ、いわゆる学校教育と社会教育の両面から協議会を持って、そして推進計画を策定するよに進めております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

もし策定されていなければ、なぜ策定されていないのかということ質問しようと思ったんですけど、そういうふうな形で策定されているのであれば、またできたときにお知らせ願いたいと思います。

続いて、学校図書館と市立図書館との連携はどのよになされているのかお伺いたします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

学校図書館と公立図書館との連携ということでございますけれども、まず先に塩田図書館の話をさせていただきたいと思いますが、塩田地区には1中学校、3小学校ございます。その4校がございまして、2カ月に1回ほど、1校当たり大体30冊から50冊を貸し出して、ざっと計算しますと多いときは500冊ということになるわけですが、いわゆる巡回配本方式で連携を図っております。特に塩田地区では、五町田小学校にはそのほかに5、6年生の学級文庫がございまして、そこに貸してくれということ、そこにも配本をいたしております。

それから、嬉野図書館と嬉野小学校との連携につきましては、小学校1年から6年までの

各学年に50冊、300冊といいたしょうか、2カ月に1回のローテーションということをお組んで、巡回配本をおしているところでおございます。今の配本についてはおそういう形になります。

それから、先ほど図書館支援スタッフの事業でおございますけれども、それとお今後の計画としては、司書教諭、図書館司書おすね、こちら辺との研修会もおこれまでもやってきておりますけれども、そこもお含めた形でお後は計画をおしていきたいというふうにお思っております。

以上おす。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

市立図書館との連携というのは当然必要なことおだと思いますが、この本のやりとりというのは、実際図書館が整備できておれば必要なわけおでありまして、そこで子どもの読書活動の推進に関する法律というのを施行をお受けまして、文科省は平成14年から18年の5年間で、学校図書館整備のための財政措置として毎年130億円をおやってきたわけおであります。新たに19年度から学校図書館図書整備計画として5年間で1,000億円、毎年200億円の地方財政措置をおすることが決まったわけおであります。このことを市長は御存じおでありたしょうか。また、どのようにお受けおとめておられているのかお伺いおいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えをお申し上げます。

議員御発言のことおにつきましては承知をおいたしておるところでおございまして、私どもの中学校、小学校におつきまして、まだ充足度では100%にはなっておらないところでおございまして、大体75%から100%の間におさまっているのではないかなと、もう少し低い学校もあるのではないかなというふうにお考えておあります。おそういう点で、できる限り予算をお組んで取りお組むようにおいたしておるところでおございます。

また、それとお違おいまして、幼児教育のほうでも当然読書というものにおつきましては必要なわけおございまして、おそういう点で子供たちがおいろんな授業にお参加されるわけおございまして、おそういうときにやはり絵本をお使った授業とか、また紙芝居をお使った授業とか、おそしてまた、それぞれの社会教育の中でおでも、大人の皆さん方がボランティアでお読書に対する活動をおして、子供たちに本の魅力というものを理解おさせるというふうなことを地道にお御努力おいただいておりますので、おそういう点では私どもおもしっかり支援をおしていきたいというふうにお考えておいるところでおございます。

以上おございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

今、市長のお話もありましたように、実際、図書標準というのを達成できているところが少ないわけでありますが、先ほどの1,000億円の財政措置のうち、40%の400億円を蔵書、図書をふやすための費用として使い、学校図書館図書標準の達成を目指すというふうにあるわけですが、今現在、嬉野市内の学校図書標準の達成率というのは五町田小学校、塩田小学校、嬉野小学校、吉田小学校、大草野小学校が達成できております。あと7小学校がまだ未達成でありますけれども、こういう状況の中で、この嬉野市内の学校図書館図書標準を教育長はどのように受けとめられているのか、お伺いいたします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

ただいま御指摘のとおり状況でありますけれども、市内の小・中学校の図書館の図書標準を私どもとしては達成をしていきたいという希望を今後も市の財政当局に、厳しい財政状況でございますけれども、お願いをしていきたいと。特に子供たちの健全育成や学力向上を願って、今後も学校に関する予算の充実を要望していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

そこで市長にお伺いいたしますが、平成14年から今年度までに図書整備に使われた費用の推移はどのようになっているのか。ふえているのか、減っているのか、またその金額をお教えください。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

私のほうから、交付税の絡みもございますのでお答えさせていただきますけれども、14年度からのデータというのはちょっと無理なところがございますので、合併直前の17年度と18年度をデータとして学校教育課のほうからいただいておりますけれども、その合計でございますけれども、小学校、中学校それぞれでございます。17年度が、購入金額が小学校で2,200千円程度、中学校で1,300千円程度、18年度が、小学校で約2,470千円、中学校で1,430千円でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

この金額というのはずっと、今この数字で見ますとふえていますけれども、これはずっと今後ふえていくような形になっていくのか、図書整備を充実させていくような予算になっていくのかどうか、お伺いいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

トータルの予算規模が縮小しておりますので、非常に厳しい状況でございますけれども、予算の占める比率の中では、できれば確保していきたいというふうに考えております。

また、以前の嬉野町のときにも市民の方から寄附等もいただいて、それにつきましては全部図書費に充当させていただいたというようなことも経緯としてございますので、そういう点では、できる限り図書の充実ということにつきましては、気を配っていきたく思っております。しかしながら、なかなか予算の全体的な減少の中では相当苦勞をしなくてはならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

確かにこの図書整備費、地方交付税措置ということで用途が制限されているわけではないわけで、自動的にこれが図書整備費に充てられるというふうに限りませんが、子どもの読書活動の推進に関する法律の中に、基本理念としまして、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と、こういうふうな基本理念があります。未来を担う子供たちによりよい読書環境を築くために、ぜひ学校図書の充実を図っていただくよう市長をお願いいたします。学校図書の充実、本当に図っていかれるそういう思いを市長お願いいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先般、嬉野市内の学校に韓国の教育委員会の方が御視察に来ていただいたわけでご覧になって、その際学校を見ていただいている中で、私も同行しましたけれども、子供たちの読書のいわゆる件数、どれぐらい読んでいるかとか、そういうのを出してありまして、拝見しましたところ、非常によく読書に親しんでいるなということを感じました。

今、教育長が申しあげましたように、それぞれの学校が朝読書とか、年間の読書目標とか、そういうものを掲げて努力をしていただいておりますというふうに改めて感じたところでございます。

また先日、嬉野高校の文化祭にお招きいただいて、図書部の活動を見ましたけれども、私どもが予想しております書籍は1冊もなく、いわゆる年間読書ベスト20とかありましたけれども、全く新しい世界での読書というものが取り上げておられるなど改めて感じたところでございまして、そういう点では本当に、市内の学校につきましては積極的に取り組んでいただいているというふうに改めて思っておりますところでございます。そういう点で、議員御発言もございすけれども、できるだけ教育委員会とも相談しながら努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

読書活動は子供が人生をよりよく、深く生きる力を身につけていく上で本当に欠くことができないものであります。フランスの文豪ヴィクトル・ユゴーは、「活字文化こそ人間社会の光明なり」と叫んでおります。

最後に、子供たちの読書環境の整備充実を図る決意を教育長に述べていただき、私の一般質問を終了いたします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

読書活動の充実を図る決意をとということでございますので、やはり先ほどからるる申し上げておりますけれども、そういうものを地についたものに着実にしていきたいというふうに思っております。教育委員会だけの旗振りでは無理でございますので、学校の校長、職員一丸となって読書活動の推進に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。（「以上で一般質問を終了いたします」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

これで3番梶原睦也議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。大変お疲れさまでございました。
本日はこれで散会をしたいと思います。

午後 4 時55分 散会